# 綾 部 市 公 報

(企画政策課)・・・ 1

(職員課)・・・2

(会計課)・・・ 3

(商工労政課)・・・ 4

(市民・国保課)・・・ 7

(市民協働課)・・・9

(市民協働課)・・・10

(市民協働課)・・・11

(市民協働課)・・・12

(市民協働課)・・・13

(建設課)・・・14

目

・綾部市振興計画に関する規則

・綾部市会計年度任用職員の給 与及び費用弁償に関する規則

・綾部市会計規則の一部改正

・綾部市休業要請対象事業者 支援給付金支給要綱の制定

· 綾部市国民健康保険被保険者

· 地緣団体変更告示 (戸奈瀬町

· 地緣団体変更告示 (第一区自

· 地緣団体変更告示 (下原町自

· 地緣団体変更告示 (大石自治

・地縁団体変更告示 (夕陽ヶ丘

• 市道路線区域変更告示

証の無効告示

自治会)

治会)

治会)

会)

自治会)

〇規 則

の一部改正

の一部改正

○告 示

次

•	市道供用開始告示				
		(建設課)	•	•	• 15
•	地緣団体変更告示	(川糸町自			
	治会)				
		(市民協働課)			• 16
•	地緣団体変更告示	(大畠自治			
	会)				
		(市民協働課)		•	• 17
•	地縁団体変更告示	(延近自治			
	会)				
		(市民協働課)			• 18
	地縁団体変更告示	(西方自治			
	숲)				
		(市民協働課)			• 19
	綾部市特定用途制料	限地域内に			
	おける建築物等の	用途の制限			
	に関する条例に基づ	づく公開に			
	よる意見の聴取に	関する規程			
	の制定				
		(都市計画課)			• 20
	綾部市移住者就業	• 起業支援			
	補助金交付要綱の-				
		· 地域政策課)			• 22
	綾部市予防接種事故	<b></b>			
	規程の一部改正				
		(保健推進課)			• 26
	綾部市環境保全型原				
	払交付金交付要綱の				
		(農林課)			• 27
	令和2年綾部市議会				
	会招集告示	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			
		(総務課)			• 28
	地緣団体変更告示				
	治会)	. , ,			

(市民協働課)・・・29

(市民協働課)・・・30

· 地緣団体変更告示 (東山町自

治会)

第696号

綾部市役所

発行所

令和2年6月1日

・綾部市新型コロナウイルス緊	・農業経営基盤強化促進法に基
急補助金交付要綱の一部改正	づく農用地利用集積計画の縦
(商工労政課)・・・31	覧について
• 令和 2 年度綾部市国民健康保	(農業委員会)・・・ 74
険料の料率告示	・公示送達
(市民・国保課)・・・32	(税務課)・・・ 75
· 令和 2 年綾部市議会 6 月定例	・公示送達
会において議決を経た予算の	(税務課)・・・ 76
要領の公表	・公示送達
(財政課)・・・33	(税務課)・・・ 77
・綾部市テナント特別支援補助	・森林経営管理法に基づく経営
金交付要綱の制定	管理権集積計画の縦覧につい
(商工労政課)・・・34	7
• 綾部市雇用調整助成金申請支	(農林課)・・・ 78
援補助金交付要綱の制定	・第9次綾部市高齢者保健福祉
(商工労政課)・・・39	計画策定支援業務に関する公
・綾部市新型コロナウイルスに	募型プロポーザルの実施につ
係る中小企業等消毒費補助金	いて
交付要綱の制定	(高齢者支援課)・・・ 79
(商工労政課)・・・44	・所有者の判明しない動物の収
・綾部市農林水産業新型コロナ	容について
ウイルス対策緊急支援事業補	(保健推進課)・・・ 86
助金交付要綱の制定	・綾部市立病院東館空調設備改
(農林課)・・・49	修工事公募型指名競争入札に
(長你味)・・・49 ○公 告	ドエザ公券空相石 規
・ 綾部市公共施設個別施設計画	(監理課)・・・ 87
策定等業務に関する公募型プロポールでは、の実体にのいて	· 里町防火水槽新設工事条件付
ロポーザルの実施について	一般競争入札について
(財政課)・・・56	(監理課)・・・101
· 第 4 期綾部市障害者計画策定	・志賀小学校屋内運動場改修工
支援業務、第6期綾部市障害	事条件付一般競争入札につい
福祉計画及び第2期綾部市障	(177, 177)
害児福祉計画策定支援業務に	(監理課)・・・111
関する公募型プロポーザルの	· 中筋小学校南教室棟外壁改修
実施について	工事条件付一般競争入札につ
(障害者支援課)・・・64	いて
• 公示送達	(監理課)・・・121
(市民・国保課)・・・73	・浄化槽設置工事その1条件付
	一般競争入札について
	(監理課)・・・131

・浄化槽設置工事その2条件付 一般競争入札について (監理課)・・・141 ○教育委員会告示 • 令和 2 年度第 2 回綾部市教育 委員会招集告示 • • • 151 ○監査公表 • 令和元年度定期監査結果 • • • 152 • 令和元年度随時監査結果 • • • 156 • 令和元年度行政監查結果 · · · 158 • 令和元年度財政援助団体等監 查結果 • • • 160 ○選挙管理委員会告示 ・綾部市条例の制定又は改廃等 の請求に要する有権者総数の 50分の1の数 • • • 162 ・綾部市議会の解散等の請求に 要する有権者総数の3分の1 の数 • • • 163

\_

・合併協議会設置協議について 投票請求に要する有権者総数 の6分の1の数

• • • 164

綾部市振興計画に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月19日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第31号

綾部市振興計画に関する規則の一部を改正する規則

綾部市振興計画に関する規則(昭和43年綾部市規則第15号)の一部を次のように改 正する。

第8条第1項中「5箇年」を「5か年」に改める。

第9条第1項中「3箇年」を「5か年」に改め、同条第2項中「1箇年を経過するごとに検討を加え」を「次の各号のいずれかに該当する場合」に、「3箇年」を「5か年」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 基本計画が変更されたとき。
- (2) 災害等やむを得ない事情が生じたとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

同条第3項を削る。

第20条第1項中「実施計画」を「基本計画」に、「毎年度末別に定める様式により」 を「毎年度」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここ に公布する。

令和2年5月19日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第32号

綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則 の一部を改正する規則

綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則(令和2年綾部市規則第2号) の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「会計年度任用職員」の次に「(前条に規定するパートタイム会計年度任用職員として在職した期間を除く。)」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月20日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第33号

綾部市会計規則の一部を改正する規則

綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)の一部を次のように改正する。 第57条第1項に次の1号を加える。

(21)特別定額給付金・子育て世帯への臨時特別給付金

附則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市告示第83号

綾部市休業要請対象事業者支援給付金支給要綱を次のように定める。

令和2年5月7日

綾部市長 山 崎 善 也

#### 綾部市休業要請対象事業者支援給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都府が公表した新型コロナウイルス感染拡大防止のための京都府における緊急事態措置(令和2年4月17日公表)による、施設の休止及び営業時間の短縮(以下「休止等」という。)の要請や協力依頼に全面的に協力した中小企業、団体及び個人事業主に対し、予算の範囲内において綾部市休業要請対象事業者支援給付金(以下「市支援給付金」という。)を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 市支援給付金の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、市内に 休止等の要請対象施設を有する中小企業、団体及び個人事業主で、京都府休業要請対象 事業者支援給付金支給要項(令和2年5月7日公表)に基づき、市内の対象施設分とし て、京都府知事から京都府休業要請対象事業者支援給付金(以下「府支援給付金」とい う。)の支給を受けた者とする。

(支給額等)

- 第3条 市支援給付金の額は、中小企業及び団体にあっては20万円、個人事業主にあっては10万円とする。
- 2 前項の金額は一法人又は一事業主当たりの支給額とし、市内の複数施設で休止等の対応をした場合であっても支給額は同額とする。
- 3 市支援給付金は、一事業者につき1回限り支給する。

(受給資格の認定)

第4条 市長は、京都府休業要請対象事業者支援給付金支給要項に基づき、京都府から支給対象者に係る府支援給付金の申請内容、支払口座情報等の提供を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、綾部市休業要請対象事業者支援給付金支給通知書(別記様式)により、当該支給対象者に通知するものとする。

(支援給付金の返還)

第5条 市長は、市支援給付金の支給を受けた者が府支援給付金の支給を取り消されたと きは、支給した市支援給付金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

別記様式(第4条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

綾部市長即

#### 綾部市休業要請対象事業者支援給付金支給通知書

京都府から京都府休業要請対象事業者支援給付金の支給について情報提供を受けましたので、下記のとおり支給することを通知します。

なお、京都府休業要請対象事業者支援給付金の支給が取り消された場合には、この給付金を返還していただきます。

記

支給金額 四

## 附則

- 1 この告示は、令和2年5月7日から施行する。
- 2 この告示は、令和2年12月31日限り、その効力を失う。

## 綾部市告示第84号

#### 綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則(平成8年綾部市規則第15号)第20条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

令和2年5月7日

またん	証交付年月日 証記号・番号 生年月日								
証父1	] 平月日	1		証記号・番号	生年月日				
令和	2年	4月	1 日	綾0307-32003	昭和23年 4月 8日				
令和	2年	4月	1 目	綾0401-55001	昭和31年10月15日				
令和	2年	4月	1 目	綾0401-55001	平成 元年 2月 1日				
令和	2年	4月	1 目	綾0407-62003	昭和53年 1月20日				
令和	2年	4月	1 日	綾0408-52051	昭和23年 5月11日				
令和	2年	4月	1 日	綾0411-81001	昭和33年 6月18日				
令和	2年	4月	1 日	綾0508-01008	昭和22年 3月15日				
令和	2年	4月	1 日	綾0601-32003	昭和24年 7月27日				
令和	2年	4月	1 日	綾0703-41003	昭和23年10月17日				
令和	2年	4月	1 日	綾0816-51043	平成30年 1月 8日				
令和	2年	4月	1 日	綾0827-63002	昭和22年 5月 1日				
令和	2年	4月	1 日	綾0827-63002	昭和26年 4月 1日				
令和	2年	4月	1 日	綾0830-12097	昭和22年 2月19日				
令和	2年	4月	1 日	綾0830-12097	昭和28年 2月17日				
令和	2年	4月	1 日	綾0832-62039	昭和39年 8月26日				
令和	2年	4月	1 日	綾0832-62039	昭和48年 7月13日				
令和	2年	4月	1 目	綾0835-75002	昭和23年 3月 1日				
令和	2年	4月	1 日	綾0838-52004	昭和45年10月28日				
令和	2年	4月	1 日	綾0839-12035	昭和27年 4月24日				
令和	2年	4月	1 日	綾0839-12035	昭和36年 4月29日				
令和	2年	4月	1 日	綾0839-12035	昭和63年12月30日				
令和	2年	4月	1 日	綾0839-12035	平成 2年11月 6日				

令和 2年 4月 1日 綾0841·12013       昭和31年 8月 4日         令和 2年 4月 1日 綾0841·12013       昭和34年 8月13日         令和 2年 4月 1日 綾0841·12013       昭和59年 8月28日         令和 2年 4月 1日 綾0844·12005       昭和28年 7月30日         令和 2年 4月 1日 綾0846·12005       平成 6年 2月21日         令和 2年 4月 1日 綾0846·12005       昭和26年 8月19日         令和 2年 4月 1日 綾0902·32003       昭和26年 8月19日         令和 2年 4月 1日 綾0903·32017       昭和35年 2月22日         令和 2年 4月 1日 綾0905·11025       昭和26年 5月 5日         令和 2年 4月 1日 綾0905·15172       昭和29年 8月 8日         令和 2年 4月 1日 綾0905·15172       昭和29年 8月 8日         令和 2年 4月 1日 綾0905·15172       昭和36年 5月12日         令和 2年 4月 1日 綾0905·15172       昭和36年 5月12日         令和 2年 4月 1日 綾0906·31005       昭和24年 1月 2日         令和 2年 4月 1日 綾0909·81009       昭和48年 9月 7日         令和 2年 4月 1日 綾0909·81009       昭和21年 9月 9日         令和 2年 4月 1日 綾1008·41008       昭和34年11月18日         令和 2年 4月 1日 綾1008·41008       昭和34年11月18日         令和 2年 4月 1日 綾1010·52005       昭和33年 9月23日         令和 2年 4月 1日 綾1010·52005       昭和33年 9月23日         令和 2年 4月 1日 綾100·52005       昭和33年 6月 8日         令和 2年 4月 1日 綾100·62006       昭和33年 6月 8日         令和 2年 4月 1日 綾100·62006       昭和33年 6月 8日						
令和 2年 4月 1日 綾0841-12013       昭和59年 8月28日         令和 2年 4月 1日 綾0843-31002       昭和28年 7月30日         令和 2年 4月 1日 綾0846-12005       平成 6年 2月21日         令和 2年 4月 1日 綾0846-72003       昭和26年 8月19日         令和 2年 4月 1日 綾0902-32003       昭和23年10月20日         令和 2年 4月 1日 綾0903-32017       昭和35年 2月22日         令和 2年 4月 1日 綾0905-11025       昭和29年 8月 8日         令和 2年 4月 1日 綾0905-15172       昭和29年 8月 8日         令和 2年 4月 1日 綾0905-15172       昭和36年 5月12日         令和 2年 4月 1日 綾0905-15172       昭和36年 5月12日         令和 2年 4月 1日 綾0905-15172       昭和24年 1月 2日         令和 2年 4月 1日 綾0905-15172       昭和24年 1月 2日         令和 2年 4月 1日 綾0909-41049       昭和48年 9月 7日         令和 2年 4月 1日 綾0990-81009       昭和21年 9月 9日         令和 2年 4月 1日 綾0990-81009       昭和22年 8月27日         令和 2年 4月 1日 綾1010-52005       平成11年 4月16日         令和 2年 4月 1日 綾1010-52005       平成11年 4月16日         令和 2年 4月 1日 綾1010-52005       昭和33年 9月23日         令和 2年 4月 1日 綾1010-52005       昭和33年 9月23日         令和 2年 4月 1日 綾1010-62008       昭和33年 9月23日         令和 2年 4月 1日 綾1010-62008       昭和33年 9月23日         令和 2年 4月 1日 綾107-32006       昭和33年 6月 8日         令和 2年 4月 1日 綾107-32006       昭和33年 6月 8日	令和	2年	4月	1 目	綾0841-12013	昭和31年 8月 4日
令和         2年         4月         1日         綾0843-31002         昭和28年         7月30日           令和         2年         4月         1日         綾0846-12005         平成         6年         2月21日           令和         2年         4月         1日         綾0846-72003         昭和26年         8月19日           令和         2年         4月         1日         綾0902-32003         昭和23年10月20日           令和         2年         4月         1日         綾0905-11025         昭和35年         2月22日           令和         2年         4月         1日         綾0905-15172         昭和29年         8月         8日           令和         2年         4月         1日         綾0905-15172         昭和29年         8月         8日           令和         2年         4月         1日         綾0905-15172         平成36年         5月12日           令和         2年         4月         1日         綾0905-15172         平成36年         5月12日           令和         2年         4月         1日         綾0905-15172         平成36年         5月12日           令和         2年         4月         1日         綾0909-81005         昭和24年         1月         2月           令和         2年         4月         <	令和	2年	4月	1 日	綾0841-12013	昭和34年 8月13日
令和 2年 4月 1日 綾0846-12005       平成 6年 2月21日         令和 2年 4月 1日 綾0846-72003       昭和26年 8月19日         令和 2年 4月 1日 綾0902-32003       昭和23年10月20日         令和 2年 4月 1日 綾0903-32017       昭和35年 2月22日         令和 2年 4月 1日 綾0905-11025       昭和26年 5月 5日         令和 2年 4月 1日 綾0905-15172       昭和29年 8月 8日         令和 2年 4月 1日 綾0905-15172       昭和36年 5月12日         令和 2年 4月 1日 綾0905-15172       昭和36年 5月12日         令和 2年 4月 1日 綾0906-31005       昭和24年 1月 2日         令和 2年 4月 1日 綾0909-41049       昭和48年 9月 7日         令和 2年 4月 1日 綾0909-81009       昭和21年 9月 9日         令和 2年 4月 1日 綾0909-81009       昭和22年 8月27日         令和 2年 4月 1日 綾1018-41008       昭和34年11月18日         令和 2年 4月 1日 綾1015-2005       平成11年 4月16日         令和 2年 4月 1日 綾102-21002       昭和33年 9月23日         令和 2年 4月 1日 綾1105-25008       昭和43年 3月14日         令和 2年 4月 1日 綾1105-25008       昭和43年 3月14日         令和 2年 4月 1日 綾1105-25008       昭和43年 3月14日         令和 2年 4月 1日 綾1546-01001       昭和50年 4月1日	令和	2年	4月	1 日	綾0841-12013	昭和59年 8月28日
令和 2年 4月 1日 綾0846-72003       昭和26年 8月19日         令和 2年 4月 1日 綾0902-32003       昭和23年10月20日         令和 2年 4月 1日 綾0903-32017       昭和35年 2月22日         令和 2年 4月 1日 綾0905-11025       昭和26年 5月 5日         令和 2年 4月 1日 綾0905-15172       昭和29年 8月 8日         令和 2年 4月 1日 綾0905-15172       昭和36年 5月12日         令和 2年 4月 1日 綾0905-15172       平成 3年 8月29日         令和 2年 4月 1日 綾0906-31005       昭和24年 1月 2日         令和 2年 4月 1日 綾0909-41049       昭和48年 9月 7日         令和 2年 4月 1日 綾0909-81009       昭和21年 9月 9日         令和 2年 4月 1日 綾0909-81009       昭和22年 8月27日         令和 2年 4月 1日 綾1010-52005       平成11年 4月16日         令和 2年 4月 1日 綾1010-52005       平成11年 4月16日         令和 2年 4月 1日 綾1010-52005       平成11年 4月16日         令和 2年 4月 1日 綾101-52005       平成11年 4月16日         令和 2年 4月 1日 綾101-52005       昭和33年 9月23日         令和 2年 4月 1日 綾101-52006       昭和33年 3月14日         令和 2年 4月 1日 綾1105-25008       昭和43年 3月14日         令和 2年 4月 1日 綾107-32006       昭和33年 6月 8日         令和 2年 4月 1日 綾107-32006       昭和33年 6月 8日	令和	2年	4月	1月	綾0843-31002	昭和28年 7月30日
令和 2年 4月 1日 綾0902-32003       昭和23年10月20日         令和 2年 4月 1日 綾0903-32017       昭和35年 2月22日         令和 2年 4月 1日 綾0905-11025       昭和26年 5月 5日         令和 2年 4月 1日 綾0905-15172       昭和29年 8月 8日         令和 2年 4月 1日 綾0905-15172       昭和36年 5月12日         令和 2年 4月 1日 綾0905-15172       昭和36年 5月12日         令和 2年 4月 1日 綾0906-31005       昭和24年 1月 2日         令和 2年 4月 1日 綾0909-41049       昭和48年 9月 7日         令和 2年 4月 1日 綾0909-81009       昭和21年 9月 9日         令和 2年 4月 1日 綾0909-81009       昭和22年 8月27日         令和 2年 4月 1日 綾1010-52005       昭和34年11月18日         令和 2年 4月 1日 綾1010-52005       昭和34年11月18日         令和 2年 4月 1日 綾1013-32011       昭和61年 5月19日         令和 2年 4月 1日 綾1105-25005       昭和33年 9月23日         令和 2年 4月 1日 綾1107-32006       昭和33年 6月 8日         令和 2年 4月 1日 綾1107-32006       昭和33年 6月 8日         令和 2年 4月 1日 綾1546-01001       昭和50年 4月1日	令和	2年	4月	1月	綾0846-12005	平成 6年 2月21日
令和       2年       4月       1日       綾0903-32017       昭和35年       2月22日         令和       2年       4月       1日       綾0905-11025       昭和26年       5月       5日         令和       2年       4月       1日       綾0905-15172       昭和36年       5月12日         令和       2年       4月       1日       綾0905-15172       平成       3年       8月29日         令和       2年       4月       1日       綾0905-11009       昭和24年       1月2日       9月9日       9月       7日         令和       2年       4月       1日       綾1008-41009       昭和24年       8月1518       9月23日       中成       2年       8月27日       9月23日       中成	令和	2年	4月	1 目	綾0846-72003	昭和26年 8月19日
令和 2年 4月 1日 綾0905-11025       昭和26年 5月 5日         令和 2年 4月 1日 綾0905-15172       昭和29年 8月 8日         令和 2年 4月 1日 綾0905-15172       昭和36年 5月12日         令和 2年 4月 1日 綾0905-15172       昭和36年 5月12日         令和 2年 4月 1日 綾0906-31005       昭和24年 1月 2日         令和 2年 4月 1日 綾0909-41049       昭和48年 9月 7日         令和 2年 4月 1日 綾0909-81009       昭和21年 9月 9日         令和 2年 4月 1日 綾0909-81009       昭和22年 8月27日         令和 2年 4月 1日 綾1008-41008       昭和34年11月18日         令和 2年 4月 1日 綾1010-52005       平成11年 4月16日         令和 2年 4月 1日 綾1013-32011       昭和61年 5月19日         令和 2年 4月 1日 綾1102-21002       昭和33年 9月23日         令和 2年 4月 1日 綾1107-32006       昭和43年 3月14日         令和 2年 4月 1日 綾1107-32006       昭和42年11月 3日         令和 2年 4月 1日 綾1546-01001       昭和50年 4月1日	令和	2年	4月	1 目	綾0902-32003	昭和23年10月20日
令和 2年 4月 1日       綾0905-15172       昭和29年 8月 8日         令和 2年 4月 1日       綾0905-15172       昭和36年 5月12日         令和 2年 4月 1日       綾0905-15172       平成 3年 8月29日         令和 2年 4月 1日       綾0906-31005       昭和24年 1月 2日         令和 2年 4月 1日       綾0909-41049       昭和48年 9月 7日         令和 2年 4月 1日       綾0909-81009       昭和21年 9月 9日         令和 2年 4月 1日       綾0909-81009       昭和22年 8月27日         令和 2年 4月 1日       綾1008-41008       昭和34年11月18日         令和 2年 4月 1日       綾1010-52005       平成11年 4月16日         令和 2年 4月 1日       綾1013-32011       昭和61年 5月19日         令和 2年 4月 1日       綾1102-21002       昭和33年 9月23日         令和 2年 4月 1日       綾1107-32006       昭和43年 3月14日         令和 2年 4月 1日       綾1107-32006       昭和33年 6月 8日         令和 2年 4月 1日       綾1204-33003       昭和42年11月 3日         令和 2年 4月 1日       綾1546-01001       昭和50年 4月1日	令和	2年	4月	1 目	綾0903-32017	昭和35年 2月22日
令和 2年 4月 1日 綾0905-15172       昭和36年 5月12日         令和 2年 4月 1日 綾0905-15172       平成 3年 8月29日         令和 2年 4月 1日 綾0906-31005       昭和24年 1月 2日         令和 2年 4月 1日 綾0909-41049       昭和48年 9月 7日         令和 2年 4月 1日 綾0909-81009       昭和21年 9月 9日         令和 2年 4月 1日 綾0909-81009       昭和22年 8月27日         令和 2年 4月 1日 綾1008-41008       昭和34年11月18日         令和 2年 4月 1日 綾1010-52005       平成11年 4月16日         令和 2年 4月 1日 綾1013-32011       昭和61年 5月19日         令和 2年 4月 1日 綾1102-21002       昭和33年 9月23日         令和 2年 4月 1日 綾1107-32008       昭和43年 3月14日         令和 2年 4月 1日 綾1107-32006       昭和33年 6月 8日         令和 2年 4月 1日 綾1204-33003       昭和42年11月 3日         令和 2年 4月 1日 綾1546-01001       昭和50年 4月1日	令和	2年	4月	1 目	綾0905-11025	昭和26年 5月 5日
令和 2年 4月 1日 綾0905-15172       平成 3年 8月29日         令和 2年 4月 1日 綾0906-31005       昭和24年 1月 2日         令和 2年 4月 1日 綾0909-41049       昭和48年 9月 7日         令和 2年 4月 1日 綾0909-81009       昭和21年 9月 9日         令和 2年 4月 1日 綾0909-81009       昭和22年 8月27日         令和 2年 4月 1日 綾1008-41008       昭和34年11月18日         令和 2年 4月 1日 綾1010-52005       平成11年 4月16日         令和 2年 4月 1日 綾1013-32011       昭和61年 5月19日         令和 2年 4月 1日 綾1102-21002       昭和33年 9月23日         令和 2年 4月 1日 綾1107-32006       昭和33年 6月 8日         令和 2年 4月 1日 綾1204-33003       昭和42年11月 3日         令和 2年 4月 1日 綾1546-01001       昭和50年 4月11日	令和	2年	4月	1 目	綾0905-15172	昭和29年 8月 8日
令和2年4月1日綾0906-31005昭和24年1月2日令和2年4月1日綾0909-41049昭和48年9月7日令和2年4月1日綾0909-81009昭和21年9月9日令和2年4月1日綾1008-41008昭和22年8月27日令和2年4月1日綾1010-52005平成11年4月16日令和2年4月1日綾1013-32011昭和61年5月19日令和2年4月1日綾1102-21002昭和33年9月23日令和2年4月1日綾1107-32006昭和43年3月14日令和2年4月1日綾1204-33003昭和42年11月3日令和2年4月1日綾1546-01001昭和50年4月11日	令和	2年	4月	1 目	綾0905-15172	昭和36年 5月12日
令和 2年 4月 1日 綾0909-41049       昭和48年 9月 7日         令和 2年 4月 1日 綾0909-81009       昭和21年 9月 9日         令和 2年 4月 1日 綾0909-81009       昭和22年 8月27日         令和 2年 4月 1日 綾1008-41008       昭和34年11月18日         令和 2年 4月 1日 綾1010-52005       平成11年 4月16日         令和 2年 4月 1日 綾1013-32011       昭和61年 5月19日         令和 2年 4月 1日 綾1102-21002       昭和33年 9月23日         令和 2年 4月 1日 綾1105-25008       昭和43年 3月14日         令和 2年 4月 1日 綾1107-32006       昭和33年 6月 8日         令和 2年 4月 1日 綾1204-33003       昭和42年11月 3日         令和 2年 4月 1日 綾1546-01001       昭和50年 4月11日	令和	2年	4月	1 目	綾0905-15172	平成 3年 8月29日
令和 2年 4月 1日 綾0909-81009       昭和21年 9月 9日         令和 2年 4月 1日 綾0909-81009       昭和22年 8月27日         令和 2年 4月 1日 綾1008-41008       昭和34年11月18日         令和 2年 4月 1日 綾1010-52005       平成11年 4月16日         令和 2年 4月 1日 綾1013-32011       昭和61年 5月19日         令和 2年 4月 1日 綾1102-21002       昭和33年 9月23日         令和 2年 4月 1日 綾1105-25008       昭和43年 3月14日         令和 2年 4月 1日 綾1107-32006       昭和33年 6月 8日         令和 2年 4月 1日 綾1204-33003       昭和42年11月 3日         令和 2年 4月 1日 綾1546-01001       昭和50年 4月1日	令和	2年	4月	1 日	綾0906-31005	昭和24年 1月 2日
令和 2年 4月 1日 綾0909-81009       昭和22年 8月27日         令和 2年 4月 1日 綾1008-41008       昭和34年11月18日         令和 2年 4月 1日 綾1010-52005       平成11年 4月16日         令和 2年 4月 1日 綾1013-32011       昭和61年 5月19日         令和 2年 4月 1日 綾1102-21002       昭和33年 9月23日         令和 2年 4月 1日 綾1105-25008       昭和43年 3月14日         令和 2年 4月 1日 綾1107-32006       昭和33年 6月 8日         令和 2年 4月 1日 綾1204-33003       昭和42年11月 3日         令和 2年 4月 1日 綾1546-01001       昭和50年 4月11日	令和	2年	4月	1 日	綾0909-41049	昭和48年 9月 7日
令和       2年       4月       1日       綾1008-41008       昭和34年11月18日         令和       2年       4月       1日       綾1010-52005       平成11年       4月16日         令和       2年       4月       1日       綾1013-32011       昭和61年       5月19日         令和       2年       4月       1日       綾1102-21002       昭和33年       9月23日         令和       2年       4月       1日       綾1105-25008       昭和43年       3月14日         令和       2年       4月       1日       綾1107-32006       昭和33年       6月       8日         令和       2年       4月       1日       綾1204-33003       昭和42年11月       3日         令和       2年       4月       1日       綾1546-01001       昭和50年       4月11日	令和	2年	4月	1 目	綾0909-81009	昭和21年 9月 9日
令和       2年       4月       1日       綾1010-52005       平成11年       4月16日         令和       2年       4月       1日       綾1013-32011       昭和61年       5月19日         令和       2年       4月       1日       綾1102-21002       昭和33年       9月23日         令和       2年       4月       1日       綾1105-25008       昭和43年       3月14日         令和       2年       4月       1日       綾1107-32006       昭和33年       6月       8日         令和       2年       4月       1日       綾1204-33003       昭和42年11月       3日         令和       2年       4月       1日       綾1546-01001       昭和50年       4月11日	令和	2年	4月	1 日	綾0909-81009	昭和22年 8月27日
令和       2年       4月       1日       綾1013-32011       昭和61年       5月19日         令和       2年       4月       1日       綾1102-21002       昭和33年       9月23日         令和       2年       4月       1日       綾1105-25008       昭和43年       3月14日         令和       2年       4月       1日       綾1107-32006       昭和33年       6月       8日         令和       2年       4月       1日       綾1204-33003       昭和42年11月       3日         令和       2年       4月       1日       綾1546-01001       昭和50年       4月11日	令和	2年	4月	1 日	綾1008-41008	昭和34年11月18日
令和       2年       4月       1日       綾1102-21002       昭和33年       9月23日         令和       2年       4月       1日       綾1105-25008       昭和43年       3月14日         令和       2年       4月       1日       綾1107-32006       昭和33年       6月       8日         令和       2年       4月       1日       綾1204-33003       昭和42年11月       3日         令和       2年       4月       1日       綾1546-01001       昭和50年       4月11日	令和	2年	4月	1 目	綾1010-52005	平成11年 4月16日
令和       2年       4月       1日       綾1105-25008       昭和43年       3月14日         令和       2年       4月       1日       綾1107-32006       昭和33年       6月       8日         令和       2年       4月       1日       綾1204-33003       昭和42年11月       3日         令和       2年       4月       1日       綾1546-01001       昭和50年       4月11日	令和	2年	4月	1 日	綾1013-32011	昭和61年 5月19日
令和       2年       4月       1日       綾1107-32006       昭和33年       6月       8日         令和       2年       4月       1日       綾1204-33003       昭和42年11月       3日         令和       2年       4月       1日       綾1546-01001       昭和50年       4月11日	令和	2年	4月	1 日	綾1102-21002	昭和33年 9月23日
令和 2年 4月 1日 綾1204-33003       昭和42年11月 3日         令和 2年 4月 1日 綾1546-01001       昭和50年 4月11日	令和	2年	4月	1 日	綾1105-25008	昭和43年 3月14日
令和 2年 4月 1日 綾1546-01001 昭和50年 4月11日	令和	2年	4月	1 月	綾1107-32006	昭和33年 6月 8日
	令和	2年	4月	1 月	綾1204-33003	昭和42年11月 3日
<b>◇和 9年 4月 1日                                  </b>	令和	2年	4月	1 日	綾1546-01001	昭和50年 4月11日
市和   2十   4万   1日	令和	2年	4月	1月	綾9999-00056	昭和22年 7月 7日

## 綾部市告示第85号

地縁による団体「戸奈瀬町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により告示する。

令和2年5月12日

- 1 変更があった事項及びその内容 代表者を 綾部市戸奈瀬町道ノ上37番地 林 秀 行 に変更する
- 2 変更の年月日令和2年4月1日
- 3 変更の理由任期満了による交代

## 綾部市告示第86号

地縁による団体「第一区自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法 (昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により告示する。

令和2年5月12日

- 1 変更があった事項及びその内容 代表者を 綾部市睦合町西ケ岡18番地 温 井 達 美 に変更する
- 2 変更の年月日令和2年4月1日
- 3 変更の理由任期満了による交代

## 綾部市告示第87号

地縁による団体「下原町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により告示する。

令和2年5月12日

- 1 変更があった事項及びその内容 代表者を 綾部市下原町野毛102番地 白波瀬 秀 樹 に変更する 代理人を 綾部市下原町五反田61番地 白波瀬 京 子 に変更する
- 2 変更の年月日 令和2年4月1日
- 3 変更の理由任期満了による交代

## 綾部市告示第88号

地縁による団体「大石自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により告示する。

令和2年5月12日

- 1 変更があった事項及びその内容 代表者を 綾部市上杉町大石 2 6 番地の 1 上 原 治 に変更する
- 2 変更の年月日令和2年4月1日
- 3 変更の理由任期満了による交代

## 綾部市告示第89号

地縁による団体「夕陽ヶ丘自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法 (昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により告示する。

令和2年5月12日

- 1 変更があった事項及びその内容 代表者を 綾部市岡町下山 2 7番地の 1 4 1 徳 丸 由紀夫 に変更する
- 2 変更の年月日令和2年4月1日
- 3 変更の理由任期満了による交代

#### 綾部市告示第90号

#### 市道路線の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

令和2年5月18日

綾部市長 山 崎 善 也

1 縦覧場所 綾部市役所(建設部建設課管理担当)

2 縦覧期間 令和2年5月18日から令和2年6月1日まで (閉庁日は除く)

3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

4 変更する路線の区域

整理番号	路線名	区間	延 長 (メートル)	変更	敷地の幅員 (メートル)
0.0.0.0	<b>京 淵 苯 A</b> 始	高津町宇州10番3	E0. 4E	前	最大 5.87 最小 5.485
0 3 8 8	宇洲荒倉線	高津町宇州11番2	52. 45	後	最大 6.255 最小 6.00

## 綾部市告示第91号

#### 市道路線の供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、令和2年5月18日から次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

令和2年5月18日

綾部市長 山 崎 善 也

1 縦覧場所 綾部市役所 (建設部建設課管理担当)

2 縦覧期間 令和2年5月18日から令和2年6月1日まで

(閉庁日は除く)

3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

4 供用開始する路線の区間

整理番号	整理番号 路線名		区	間			
0 3 8 8	宇	洲	荒	倉	線	高津町宇州10番3	高津町宇州11番2

#### 綾部市告示第92号

地縁による団体「川糸町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により告示する。

令和2年5月19日

- 1 変更があった事項及びその内容 代表者を 綾部市川糸町下番取59番地の1 村 尾 之 範 に変更する
- 2 変更の年月日令和2年4月1日
- 3 変更の理由任期満了による交代

## 綾部市告示第93号

地縁による団体「大畠自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により告示する。

令和2年5月19日

- 1 変更があった事項及びその内容 代表者を 綾部市大畠町西谷田3番地の1 足 立 克 己 に変更する 事務所を 綾部市大畠町西谷田3番地の1 に変更する
- 2 変更の年月日 令和2年4月15日
- 3 変更の理由任期満了による交代

## 綾部市告示第94号

地縁による団体「延近自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により告示する。

令和2年5月19日

- 1 変更があった事項及びその内容 代表者を 綾部市上杉町向ノ上30番地 吉 田 清 人 に変更する
- 2 変更の年月日令和2年4月1日
- 3 変更の理由任期満了による交代

## 綾部市告示第95号

地縁による団体「西方自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により告示する。

令和2年5月19日

- 1 変更があった事項及びその内容 代表者を 綾部市西方町天王9番地 千 原 幸 夫 に変更する
- 2 変更の年月日令和2年4月1日
- 3 変更の理由任期満了による交代

#### 綾部市告示第96号

綾部市特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例に基づく公開に よる意見の聴取に関する規程を次のように定める。

令和2年5月19日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例に 基づく公開による意見の聴取に関する規程

(趣旨)

第1条 綾部市特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例(平成28年綾部市条例第4号。以下「条例」という。)第8条第3項に基づく公開による意見の聴取(以下「意見聴取」という。)に関しては、この規程の定めるところによる。(主宰者の指名)

第2条 意見聴取は、市長の指名した者が主宰する。

(関係行政庁等の出席)

- 第3条 前条の規定により、意見聴取を主宰する者(以下「主宰者」という。)は、必要があると認めるときは、関係行政庁又は関係吏員の出席を求めて意見を聞くことができる。
- 2 前項の場合においては、あらかじめ意見聴取を行う事由、期日及び場所を通知しなければならない。

(意見聴取の方式)

- 第4条 意見聴取は、口述によって行う。
- 2 前条第1項の関係行政庁又は関係吏員は口述の審問に発言することができる。 (代理人の出席)
- 第5条 意見聴取を行う旨の通知を受けた者(以下「被意見聴取者」という。)は、代理 人を出席させることができる。
- 2 前項の規定による代理人は、意見聴取の開始前までに委任状を市長に提出しなければ ならない。

(証人の出席)

第6条 被意見聴取者が証人を出席させるときは、その旨を意見聴取の開始までに市長に届け出なければならない。

(期日における欠席)

- 第7条 被意見聴取者が病気その他真にやむを得ない事由により期日に出頭できないとき は、意見聴取を行う日の前日までに市長にその旨を届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の届出があったときは、改めて意見聴取の期日及び場所を定めるものと

する。

- 3 被意見聴取者又は第5条の代理人が何らの届出をせず、指定の日時に出頭しないときは、意見聴取の機会を利用する権利を放棄したものとみなし、欠席のまま審理する。
- 4 前項の場合において、意見聴取を行う事由に関する被意見聴取者の供述書又は陳述書がある場合は、その供述書もしくは陳述書又はその事由の調査に当たった吏員が作成し、署名した調書により審理する。

(証拠書類)

第8条 主宰者は、必要と認めるときは、証拠書類を徴し、又は証人の出席を求めることができる。

(発言の許可)

第9条 意見聴取においては、関係者であっても主宰者の許可を得た者以外の者は発言することができない。

(入場者の制限)

第10条 主宰者は、場内を整理し、又は会場の秩序を維持するため必要があると認めた ときは、入場者を制限することができる。

(退場命令)

第11条 主宰者は、意見聴取を妨害し、又は会場の秩序を乱す者があるときは退場を命じることができる。

附則

この告示は、令和2年5月19日から施行する。

綾部市告示第97号

綾部市移住者就業・起業支援補助金交付要綱(令和元年綾部市告示第166号)の一部 を次のように改正する。

令和2年5月19日

綾部市長 山 崎 善 也

第2条第3号ア中「5年以上東京都区部」を「1年以上東京都区部」に改め、「者」の次に「であって、転入をした日前10年間において東京都区部内に住所を有していた期間の合計が5年以上であるもの」を加え、同号イ中「5年以上東京圏内」を「1年以上東京圏内」に改め、「転入をした日の3月前の日において引き続き5年以上、東京都区部内に所在する事業所において業務に従事していた者」を「転入をした日前10年間において東京都区部内に所在する事業所において業務に従事していた期間の合計が5年以上である者であって、転入をした日前3月間において引き続き1年以上、当該事業所において業務に従事していた者」に改め、同条第4号ア中「こと」の次に「(第3セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)」を加え、同号イを次のように改める。

イ 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業でないこと(当該企業の所在する 市町村長の推薦に基づき知事が認める資本金おおむね50億円未満の企業を除 く。)。

第2条第4号ウ中「一の大企業」を「一の大企業(資本金10億円以上の法人をいう。 以下同じ。)」に改め、同号クを次のように改める。

ク 本社が東京圏のうち条件不利地域以外の地域に所在する法人(勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に限定されている社員を採用する法人を除 く。)ではないこと。

様式第1号中

※5年以上の在勤履歴を記載してください。ただし、東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴がある場合、補助金の交付対象となりません。

を

※直近1年以上かつ通算5年以上の在勤履歴を記載してください。ただし、東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴がある場合、補助金の交付対象となりません。

に

改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第6条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

綾部市長 回

#### 綾部市移住者就業,起業支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市移住者就業・起業支援補助金につきましては、下記のとおり決定しましたので、綾部市移住者就業・起業支援補助金交付要綱第6条の規定に基づき通知します。

記

交付決定額

円

#### (備考)

- 1 以下の場合には補助金の全額又は半額の返還を請求します。
  - ・虚偽の内容を申請した場合:全額
  - ・申請目から3年未満に本市以外の市区町村に転出した場合:全額
  - ・申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合:全額
  - ・京都府が定める起業支援事業費補助金交付要領第3条に規定する補助対象者が実施する起業支援事業において交付決定を取り消された場合:全額
  - ・申請日から3年以上5年以内に本市以外の市区町村に転出した場合:半額
- 2 本市は、綾部市移住者就業・起業支援補助金が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

- 3 フラット35地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げの適用について
  - ・この通知書はフラット35地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - ・移住支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型(地方移住支援)の 金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - ・移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型(地方移住支援)の金利 引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申 込が必要となります。
- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
  - ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
  - ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の 特別利率の適用を受けられない場合があります。

## 附 則

- 1 この告示は、令和2年5月19日から施行する。
- 2 この告示による改正後の綾部市移住者就業・起業支援補助金交付要綱の規定は、令和 2年4月1日以後に転入をした者について適用し、同日前に転入をした者については、 なお従前の例による。

#### 綾部市告示第98号

綾部市予防接種事故災害補償規程(平成2年綾部市告示第36号)の一部を次のように 改正する。

令和2年5月19日

綾部市長 山 崎 善 也

第4条第2号ア中「4,400万円」を「4,420万円」に改め、同号イ中「4,400万円」を「4,420万円」に、「2,929万9千円」を「2,943万1千円」に、「2,236万7千円」を「2,246万8千円」に改める。

#### 附則

この告示は、令和2年5月19日から施行し、改正後の綾部市予防接種事故災害補償規程の規定は、令和2年4月1日以降に発見された事故から適用する。

#### 綾部市告示第99号

綾部市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱の一部を次のように改正する。

令和2年5月19日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱(平成27年綾部市告示第116号)の 一部を次のように改正する。

第2条中「別紙1の第2の(3)のイ」を「別紙第2の1の(3)のイ」に、「別紙1の第1の4」を「別紙第1の4」に、「別紙1の第1の2」を「別紙第1の2」に改める。

第3条中「次の表に定める」を「実施要綱別紙第1の5に規定する」に、「乗じて得た額」を「乗じて得た額以内」に改め、同条の表を削る。

第4条中「1か月を経過した日又は当該年度の1月末日のいずれか早い日」を「、当該年度の1月末日」に改め、「別紙1の第2の2」を「別紙第2の2」に改める。

附則

この告示は、令和2年5月19日から施行し、令和2年度分の交付金から適用する。

## 綾部市告示第105号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条の規定に基づき、令和2年6月1日綾部市議会定例会を綾部市に招集する。

令和2年5月25日

#### 綾部市告示第106号

地縁による団体「中山町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により告示する。

令和2年5月27日

- 1 変更があった事項及びその内容 代表者を 綾部市中山町梅ノ木段 6 番地の 1 四 方 克 実 に変更する
- 2 変更の年月日令和2年4月1日
- 3 変更の理由任期満了による交代

## 綾部市告示第107号

地縁による団体「東山町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により告示する。

令和2年5月27日

- 1 変更があった事項及びその内容 代表者を 綾部市東山町見付 2 7番地 佐々木 徳 治 に変更する
- 2 変更の年月日令和2年4月1日
- 3 変更の理由任期満了による交代

綾部市告示第108号

綾部市新型コロナウイルス緊急補助金交付要綱(令和2年綾部市告示第31号)の一部 を次のように改正する。

令和2年5月28日

綾部市長 山 崎 善 也

第2条に次の1号を加える。

(3) 危機関連保証

第3条第2号中「者」の次に「(地方税法(昭和25年法律第226号)附則第59条 第1項の規定による徴収の猶予を受けている者を除く。)」を加える。

附則第2項中「令和2年10月31日」を「令和3年2月28日」に改め、同項を附則 第3項とし、附則第1項の次に次の1項を加える。

2 貸付実行日が令和2年4月30日以前の危機関連保証に関する補助金の交付申請において、第5条に規定する交付申請期限は、同条の規定にかかわらず令和2年6月30日までとする。

様式第1号中

Γ

・セーフティネット保証 5 号

を

に

Γ

- ・セーフティネット保証 5 号
- 危機関連保証

J

改める。

附即

この告示は、令和2年5月28日から施行し、同年2月18日以後に発生した信用保証料に係る申請から適用する。

#### 綾部市告示第109号

令和2年度綾部市国民健康保険料の料率を次のように定めたので、綾部市国民健康保険条例(昭和34年綾部市条例第11号)第15条第3項及び第15条の6の5第3項並びに第15条の11第3項の規定により告示する。

令和2年5月29日

				料 率	
区	分	賦 課 対 象	基礎賦課額	後期高齢者支援	介護納付金
			<b>本</b> 啶與硃領	金等賦課額	賦課額
所	得 割	賦課基準額	7.10%	2.69%	3.04%
被保	険者均等割	被保険者1人 当たり年額	20,400円	7,700円	10,500円
世帯別平等割		1世帯当たり 年額	14,500円	5,500円	5,400円

#### 綾部市告示第110号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき、令和2年6 月綾部市議会定例会において議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和2年6月1日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 令和2年度綾部市一般会計補正予算(第1号)
- 2 令和2年度綾部市一般会計補正予算(第2号)
- 3 令和2年度綾部市一般会計補正予算(第3号)
- 4 令和2年度綾部市病院事業会計補正予算(第1号)

(以下掲示済)

#### 綾部市告示第111号

綾部市テナント特別支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年6月1日

綾部市長 山 崎 善 也

#### 綾部市テナント特別支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の発生による影響を受け、売上げが減少するなど、業況が悪化している中小企業者等を支援するため、予算の範囲内において、事業用の建物に係る賃料の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

- 第2条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
  - (1) 国の持続化給付金又は京都府休業要請対象事業者支援給付金の支給を受けた者
  - (2) 市税に滞納がない者(地方税法(昭和25年法律第226号)附則第59条第1項 の規定による徴収の猶予を受けている者を除く。)
- (3) この要綱による補助を受けたことがない者
- 2 前項の規定にかかわらず、本市が補助金を交付するに当たり、社会的な公平性を損なうおそれがある者は対象としない。

(補助対象経費)

- 第3条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、市内に借り 受けた事業用の建物に係る令和2年4月分及び5月分の賃料(共益費及び管理費を含 み、敷金、礼金、駐車場代、消費税及び消費税相当額を含まない。)とする。
- 2 前項の建物のうち、住居として利用している部分がある場合は、当該部分については 補助の対象外とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額とする。ただし、第2条第1項第1号の給付金において、個人事業主として給付を受けた者は月額8万円を、中小企業者等として給付を受けた者は月額10万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、綾部市テナント特別支援補助金交付申請書 兼請求書(様式第1号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、速やかにその内容を審査の 上、交付の可否を決定し、綾部市テナント特別支援補助金交付(不交付)決定通知書 (様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の返還等)

- 第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付 決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができ る。
  - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この告示は、令和2年6月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和3年2月28日限り、その効力を失う。

WEAN I O (N) O VE BOW	様式第	1	号	(第	5	条関係)
-----------------------	-----	---	---	----	---	------

(表面)

年 月 日

綾部市長様

申請者(会社名及び代表名) 所 在 地

名 称 氏 名 <sup>(1)</sup> 電話番号

綾部市テナント特別支援補助金交付申請書兼請求書

綾部市テナント特別支援補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付について申請及び請求します。

なお、裏面の「5 誓約事項」について同意します。

記

# 1 交付申請(請求)額

交付申請 (請求) 額		賃料
	令和2年4月	円
	令和2年5月	円

- ※賃料には、共益費・管理費を含む税抜き金額を記載してください。
- ※賃料2か月の合計額(上限額:個人事業主が8万円/月、中小企業者等が10万円/月)が交付申請(請求)額となります。
- 2 テナントの所在地

綾部市 町

番地

- 3 支給を受けた給付金(該当制度を丸印で囲んでください。)
  - ・国の持続化給付金
  - · 京都府休業要請対象事業者支援給付金

(裏面)

#### 4 補助金の振込先

金融機関名		支 店 名				
預金種別	普通・当座・その他	口座番号 (左詰め)				
フリガナ		·			•	
口座名義						

※ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名と口座番号を記入してください。

# 5 誓約事項

- ・本申請書の記載内容に偽りはありません。
- ・綾部市が綾部市テナント特別支援補助金の交付決定に必要な市税の情報及び京都府休 業要請対象事業者支援給付金の交付決定に関する情報を利用することに同意します。
- ・今後も継続して、市内で事業活動を行う意思があります。
- 併給禁止の条件のある他の補助金を受給していません。
- ・国や府等に同様の補助金を申請する場合は、本補助金の補助申請額(交付決定済みの場合は交付決定額)を報告します。

#### 6 添付書類

- 賃貸借契約書又はそれに準ずる書類(賃借物件と賃料が確認できるもの)の写し
- ・賃借料の支払いが分かる書類(通帳中面、領収書等)の写し
- ・国の持続化給付金の給付通知書の写し(京都府休業要請対象事業者支援給付金の支給 対象外の場合)
- ・その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第6条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

綾部市長

綾部市テナント特別支援補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市テナント特別支援補助金交付要綱に基づく補助金につきましては、下記のとおり決定しましたので、綾部市テナント特別支援補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

交 付	交付決定額	円
不 交 付	(理由)	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定(この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾部市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

# 綾部市告示第112号

綾部市雇用調整助成金申請支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年6月1日

綾部市長 山 崎 善 也

#### 綾部市雇用調整助成金申請支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の小規模な事業者の事業活動及び雇用の継続を支援するため、 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金(以 下これらを「助成金」という。)の申請事務を社会保険労務士に依頼した場合に、予算 の範囲内において綾部市雇用調整助成金申請支援補助金(以下「補助金」という。)を 交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

- 第2条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
  - (1) 市内に事業所が所在していること。
- (2) 常時雇用する従業員が概ね20人以下の小規模な事業者であること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により助成金の支給決定を受けていること。
- (4) 綾部市暴力団排除条例(平成24年綾部市条例第37号)第2条第3号に規定する 暴力団員等及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- (5) 市税に滞納がない者(地方税法(昭和25年法律第226号) 附則第59条第1項 の規定による徴収の猶予を受けている者を除く。) であること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる費用(以下「補助対象経費」という。)は、助成金の申請事務を社会保険労務士へ依頼することにより要した費用とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額とする。ただし、一事業者当たり15万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、第2条第3号に規定する要件を満たした日の翌日から起算して90日以内に、綾部市雇用調整助成金申請支援補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、90日を超えてから申請できるものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、速やかにその内容を審査の

上、交付の可否を決定し、綾部市雇用調整助成金申請支援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の返還等)

- 第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付 決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。
- (1) 助成金の不正受給及び虚偽の申請並びにその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この告示は、令和2年6月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 申請者が施行日前に助成金の支給決定を受けている場合における第5条の規定の適用 については、同項中「第2条第3号に規定する要件を満たした日の翌日から起算して 90日以内に」とあるのは「速やかに」とする。
- 3 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

様式	笙	1	문	(	第	5	冬	閗	伾	
13K IV	77		$\overline{}$	١.	. H	U	$\sim$		1718	- /

					年	月	日
綾部市長	様						
		I	申請者 所名	者(会社名及び付 E地	弋表名)		
			•	称			
			氏	名			
綾部市	雇用調整助成	金申請支援補助	助金ダ	を付申請書兼請え	<b></b>		
綾部市雇用調整助成 て下記のとおり補助金					き、関係	系書類を	添え
なお、裏面の「4	誓約事項」に	ついて同意し	ます。				
		記					
1 交付申請 (請求)		社会保険労務		<u>円</u> を払った額(上M	艮15万	5円)	
2 補助対象事業の内	容						
・申請事務を依頼	した社会保険	労務士の氏名_					

# 3 補助金の振込先

・助成金の支給決定日

金融機関名		支 店 名					
預金種別	普通・当座・その他	口座番号 (左詰め)					
フリガナ				•	•		•
口座名義							

※ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名と口座番号を記入してください。

# 4 誓約事項

- ・本申請書の記載内容に偽りはありません。
- ・綾部市が綾部市雇用調整助成金申請支援補助金の交付決定に必要な市税の情報を利用することに同意します。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、綾部市暴力団排除条例 第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有 する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。

また、上記の暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画していません。

# 5 添付書類

- ・助成金の支給決定通知書の写し
- ・社会保険労務士への支払(補助対象経費に係るものに限る。)が確認できる領収書等の写し
- ・その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第6条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

綾部市長

綾部市雇用調整助成金申請支援補助金交付 (不交付) 決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市雇用調整助成金申請支援補助金 交付要綱に基づく補助金につきましては、下記のとおり決定しましたので、綾部市雇用調 整助成金申請支援補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

交付	交付決定額	円
不交付	(理由)	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定(この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾部市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

綾部市告示第113号

綾部市新型コロナウイルスに係る中小企業等消毒費補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年6月1日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市新型コロナウイルスに係る中小企業等消毒費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスの感染者発生により、保健所の指示に基づき事業所等の消毒が必要となった市内事業者の事業継続を支援するため、予算の範囲内において、綾部市新型コロナウイルスに係る中小企業等消毒費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

- 第2条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
  - (1) 市内に事業所等の事業拠点を有する法人、団体及び個人事業主であること。
- (2) 綾部市暴力団排除条例(平成24年綾部市条例第37号)第2条第3号に規定する 暴力団員等及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- (3) 市税に滞納がない者(地方税法(昭和25年法律第226号) 附則第59条第1項 の規定による徴収の猶予を受けている者を除く。) であること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、新型コロナウイルス感染者発生により、保健所の指示に基づき市内の事業所等で実施した消毒に要した経費とする。

(補助金の額等)

- 第4条 補助金の額は、補助対象経費の額とする。ただし、消毒の実施1回につき20万円を上限とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、国、地方公共団体等による同様の補助金等(以下「国等の補助金」という。)の交付を受けるときは、補助対象経費から国等の補助金の額を除く ものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象経費の支払い後30日以内に、綾部市新型コロナウイルスに係る中小企業等消毒費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、速やかにその内容を審査の

- 上、交付の可否を決定し、綾部市新型コロナウイルスに係る中小企業等消毒費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。 (交付決定の取消し等)
- 第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付 決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができ る。
  - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2)この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この告示は、令和2年6月1日から施行する。

様式	笙	1 是	(第	5	冬	関右	至)
12K 1/4	<del>///</del>	I /	\ <del>///</del>	.,	*	1 <del>1   1</del>   1	$\pi \cdot \iota$

(表面)

年 月 日

綾部市長

申請(請求)者(会社名及び代表名) 所在地

名 称 氏 名 <sup></sup>

綾部市新型コロナウイルスに係る中小企業等消毒費補助金 交付申請書兼請求書

綾部市新型コロナウイルスに係る中小企業等消毒費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付について申請及び請求します。

なお、裏面の「5 誓約事項」について同意します。

様

記

1 交付申請(請求)額※消毒に要した経費総額(上限20万円)

2 実施日及び実施場所

実 施 日	年	月	日		
実施場所					

3 経費の内訳

内訳 (委託経費、購入品目等)	金額
合 計	

#### (裏面)

# 4 補助金の振込先

金融機関名		支 店 名				
預金種別	普通・当座・その他	口座番号 (左詰め)				
フリガナ		,	•			
口座名義						

<sup>※</sup>ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名と口座番号を記入してください。

#### 5 誓約事項

- ・本申請書の記載内容に偽りはありません。
- ・綾部市が綾部市新型コロナウイルスに係る中小企業等消毒費補助金の交付決定に必要 な市税の情報を利用することに同意します。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、綾部市暴力団排除条例 第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有 する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。

また、上記の暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、 経営に事実上参画していません。

# 6 添付書類

- ・保健所が交付する消毒実施措置書等、補助対象事業であることを証する書類
- ・補助対象経費の領収書等、経費を証する書類
- ・その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第6条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

綾部市長

綾部市新型コロナウイルスに係る中小企業等消毒費補助金 交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市新型コロナウイルスに係る中小企業等消毒費補助金交付要綱に基づく補助金につきましては、下記のとおり決定しましたので、綾部市新型コロナウイルスに係る中小企業等消毒費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

交 付	交付決定額	円
不 交 付	(理由)	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定(この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾部市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

綾部市告示第114号

綾部市農林水産業新型コロナウイルス対策緊急支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年6月1日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市農林水産業新型コロナウイルス対策緊急支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症により出荷・販売等の経済活動に大きな影響を受けた農林水産業者等について、中小企業等新型コロナウイルス対策緊急支援事業(農林水産業)実施要領(令和2年3月27日付け2流通第116号京都府農林水産部長通知)の規定により交付される補助金(以下「府補助金」という。)の交付を受け、出荷・販売の回復等につながる経営改善の取組を行う者に対して、緊急支援対策として予算の範囲内において綾部市農林水産業新型コロナウイルス対策緊急支援事業補助金(以下「市補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。(補助対象者)
- 第2条 市補助金の交付を受けることができる者は、本市で農林水産業を営む個人事業主、 法人その他団体(以下「農林水産事業者等」という。)であって、次の各号のいずれに も該当する者とする。
  - (1) 新型コロナウイルス感染症によって出荷・販売等の経済活動に影響を受けた農林水 産事業者等
  - (2) 府補助金の交付が決定している者
  - (3) 綾部市内に主な生産、経営基盤を持つ者

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業内容は、別表に規定する取組であって、令和2年2月25 日以後に着手されたものとする。ただし、他の補助金(府補助金を除く。)の対象とな るものは除く。

(補助金の額)

第4条 市補助金の額は、前条に規定する事業の実施に係る経費の3分の1以内の額とし、 10万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 市補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、綾部市農林 水産業新型コロナウイルス対策緊急支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要な 書類を添えて、市長に申請しなければならない。 (補助金の交付決定)

- 第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、その結果 を綾部市農林水産業新型コロナウイルス対策緊急支援事業補助金交付(不交付)決定通 知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により市補助金の交付をする場合で、必要があると認めるときは、 条件を付すことができる。

(変更申請等)

- 第7条 前条第1項の規定により市補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、第5条の規定による申請の内容について、事業費を増額する場合及び事業費の増減に関わらず事業内容を変更(軽微なものを除く。)する場合が生じたときは、速やかに綾部市農林水産業新型コロナウイルス対策緊急支援事業補助金変更承認申請書(様式第3号)に必要な書類を添えて、市長に申請し、承認を受けなければならない。
- 2 前項に規定する申請に対する審査及び通知については、前条第1項及び第2項の規定 を準用する。

(実績報告書)

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに綾部市農林水産業新型 コロナウイルス対策緊急支援事業補助金実績報告書(様式第4号)に必要な書類を添え て、市長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

- 第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。
- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

(書類の保存等)

第10条 補助事業者は、市補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該 帳簿及び関係書類を市補助金の交付を受けた年度終了後10年間保存しなければなら ない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、令和2年6月1日から施行する。

#### 別表 (第3条関係)

#### 事 業 内 容

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた出荷、販売等の経済活動の回復につながる新たな取組に係る経費に対し助成する。

- 1 新たな販路の開拓又は代替販路への出荷等
- (1)代替販路への出荷又は販売促進活動に係る経費(ガソリン代を含む輸送費、直 売に係る場所代、通信販売用ホームページ作成費、チラシ等販売促進資材作成費等)
- (2) 商談会等への出展費(出展料、旅費、備品レンタル費、販売員日当、販売促進 資材作成費等)
- (3) 一時保管、貯蔵場所の確保に係る経費(冷蔵庫等の賃借料、輸送費等)
- 2 出荷又は販売できない農林水産物を使った新商品の試作、開発等
- (1) 新商品の試作又は開発に係る経費(調味料等を含む原材料費、開発委託費、パッケージデザイン費、加工施設使用料、成分分析費、加工又は販売に必要な資格等取得に係る研修参加費等)
- (2) 新商品の販売促進活動に係る経費 (チラシ等販売促進資材作成費等)
- 3 農産物の次期作への切替え、畜産物の品質向上等
- (1)農産物の次期作へ切り替えるための準備、株養成及び土作り等に係る経費(農産物の廃棄等費用、種苗費、肥料費、防除費、資材費、株管理費等)
- (2) 畜産物の品質向上に係る経費(家畜疾病防止のための消毒資材等経費、飼料給 与技術又は管理技術改善のための飼料分析、成分分析費等)
- 4 その他事業の趣旨に照らして必要と認められるもの

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

綾部市長様

住所

氏名

綾部市農林水産業新型コロナウイルス対策緊急支援事業補助金 交付申請書

綾部市農林水産業新型コロナウイルス対策緊急支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円

- 2 添付書類
- (1) 京都府「中小企業等新型コロナウイルス対策緊急支援事業(農林水産業)」補助金 の交付決定の写し
- (2) 京都府「中小企業等新型コロナウイルス対策緊急支援事業(農林水産業)」補助金 の交付申請書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第6条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

綾部市長

印

綾部市農林水産業新型コロナウイルス対策緊急支援事業補助金 交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました綾部市農林水産業新型コロナウイルス対策緊急支援事業補助金につきまして、下記のとおり決定しましたので綾部市農林水産業新型コロナウイルス対策緊急支援事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

交 亻	付	交付決定額	円
不交(	付	(理由)	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定(この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾部市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

年 月 日

綾部市長様

住所

氏名

綾部市農林水産業新型コロナウイルス対策緊急支援事業補助金 変更承認申請書

綾部市農林水産業新型コロナウイルス対策緊急支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

1交付申請額変更後円変更前円

- 2 添付書類
- (1) 京都府「中小企業等新型コロナウイルス対策緊急支援事業(農林水産業)」補助金 が変更されたことを証する書類

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

綾部市長様

住所

氏名

綾部市農林水産業新型コロナウイルス対策緊急支援事業補助金 実績報告書

綾部市農林水産業新型コロナウイルス対策緊急支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、事業の実績を報告します。

記

1 補助実績額 円

- 2 添付書類
- (1) 京都府「中小企業等新型コロナウイルス対策緊急支援事業(農林水産業)」補助金 の実績報告書又は補助金額の確定の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

# 綾部市公告第33号

綾部市公共施設個別施設計画策定等業務に関する公募型プロポーザルの実施について、 次のとおりお知らせしますので、参加希望者は企画提案書等を提出してください。

令和2年5月8日

綾部市長 山 崎 善 也

本市の公共施設個別施設計画策定等業務について、委託業者の選定にあたり別添「綾部市公共施設個別施設計画策定業務等委託に関する公募型プロポーザル実施要領」により実施します。

# 綾部市公共施設個別施設計画策定等業務委託 に関する公募型プロポーザル実施要領

令和2年5月

綾部市企画総務部財政課

# 1 趣旨・目的

この要領は、綾部市(以下「本市」という。)が発注する綾部市公共施設個別施設 計画策定等業務に関し、公募型プロポーザル方式により受託者を選定するために必 要な事項を定めるものである。

# 2 業務概要

(1) 業務名

綾部市公共施設個別施設計画策定等業務(以下「本業務」という。)

(2)業務内容

別添1「綾部市公共施設個別施設計画策定等業務仕様書」のとおり

(3)業務期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

(4)委託上限額

12,964千円(消費税及び地方消費税を含む。)

※この金額は単に本業務に係る予算規模を示したものであり、契約に係る予定 価格を示すものではない。

# 3 事業者選定方式

公募によるプロポーザル方式

#### 4 応募資格

応募者は、次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。

なお、資格要件の確認基準日は、本業務の募集開始日とし契約締結までの期間に 資格要件を欠くような事態が生じた場合は、契約締結は行わないものとする。

- (1) 地方公共団体からの受託により、過去3年以内(平成29年4月1日以降)に本件と同様の業務を実施し、かつ、その実績を確認及び証明できる契約を有すること。なお、実績については、現在業務実施中のものを含むものとし、また、本社、支店又は営業所等を問わず、事業者全体としての実績を含むものとする。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、若しくは破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続等開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 綾部市暴力団等排除措置要綱(平成23年綾部市告示第10号) 別表に掲げる 措置要件のいずれかに該当しないこと。
- (5) 国税及び本市市税を滞納していないこと。

- (6) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号) に抵触しないこと。

# 5 主なスケジュール(予定)

※期日はいずれも令和2年

期	日	項目	備考
5 月	8日(金)	募集開始	ホームページ及び公告
5月1	8 日(月)	質問書提出期限	電子メール
5日2	2 口(全)	質問書回答	電子メール
3 77 2	2 口(並)	· 其间音凹台	(必要に応じホームページ公開)
5月2	8日(木)	応募締切	持参又は郵送
5月2	9 日(金)	書面によるヒアリング	
	~		電子メール及び電話
6 月	9 日(火)	(質疑応答)実施	
6 月 1	9 日(金)	審査結果通知	電子メール及び郵送
6 月	下旬	受託者決定・委託契約締結	

※上記のスケジュールは、状況により変更する場合がある。

# 6 応募方法

- (1)提出書類・様式、提出部数等
- ①企画提案書等届出書(様式第1号) 必ず代表者印押印のこと。
- ②業務を行う者の資格、経歴及び実績書(様式第2号) 配置予定の総括管理者及び主任担当者について、以下の内容を記載すること。
  - ・「総括管理者」 総括的な責任者、管理者として中心となり本業務の遂行にあたる者(原則 として1人)
  - ・「主任担当者」総括管理者の下で実務等を行う者(2人程度)
  - ・「実務経験年数・資格」本業務の遂行に関連する実務の経験年数、保有資格
  - ・「主な実務実績」 主として、過去に従事した本業務と同種又は類似業務のうち、過去3年以 内のもの

# ③企画提案書(任意様式)

- ○原則として、A 4 判、横書き、長辺綴じ(両面印刷)、文字サイズ1 0. 5 ポイント以上とし、全体で20ページ程度とすること。
- ○企画、提案、支援内容についてはできるだけ具体的に記載するとともに、要点 を分かりやすく簡潔にまとめること。
- ○仕様書の業務内容に掲げる各事項について、具体的な提案事項、業務の実施手順及び実施体制、スケジュール等を記載すること。
- ○個別施設計画書のサンプルを添付すること。
- ○仕様書の業務内容等に関する代替案やその他の独自提案等があれば提示すること。

# ④見積書(任意様式)

- ○A4判とし、明細書・積算内訳書を添付のこと。
- ○見積金額は、要領2の(4)の委託上限額の範囲内とすること。
- ○正本には必ず日付記載、代表者印押印のこと。
- ⑤会社概要書(様式第3号)
  - ○会社概要や業務実績が分かるパンフレット、資料等があれば適宜添付すること。
- ⑥業務実績書(様式第4号)
  - ○各々の実績に係る契約書及び仕様書の写しなど業務概要が分かる資料、うち代表的なものに係る計画書1冊を添付すること。
- ⑦財務諸表
  - ○直前営業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類
- ⑧登記簿謄本
  - ○令和2年1月1日以降のもの
- ⑨納税証明書
  - ○法人税、消費税、本市市税について未納がないことを証明するもの(本市市税 については、本市に課税義務がある場合のみ)
  - ○令和2年1月1日以降のもの
- (2)提出部数
  - ※提出書類のうち、⑦財務諸表、⑧登記簿謄本及び⑨納税証明書については、本 市の指名競争入札参加資格審査申請において提出済みの場合は省略可とする。
  - ※正本1部、副本9部(副本については複写可とする。)
    - (⑦、⑧、⑨は正本1部(写し可)とする。)
- (3)提出方法等
- ①提出期限

令和2年5月28日(木)午後5時【必着】

# ②提出方法

持参又は郵送による

※持参による場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。

※郵送による場合は、書留郵便により、提出期限までに必着のこと。なお、 郵送により提出する旨を必ず提出期限までに電話連絡すること。

#### ③提出先

事務局(後記13のとおり)

# 7 要領等の配付

- (1)要領、提出書類様式及び仕様書の配付方法
- ①本市ホームページよりダウンロード
- ②事務局での直接配付
- (2)配付期間(直接配付の場合)

令和2年5月8日(金)から5月27日(水)まで ただし、直接配付は平日の午前9時から午後5時までとする。

# 8 審査の概要

#### (1) 選定方法

提出書類によるプロポーザル方式とし、プレゼンテーションは実施せず、応募者からの企画提案書等について、本業務に関する公募型プロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)において、審査・協議の上、最高得点を得た者を優先交渉権者として選定する。

# (2)審査基準

# ①審査項目・配点

項目	配点
①会社概要、業務実績、業務遂行能力	10点
②業務を行う者の資格、経歴及び実績並びに業務実施能力	5 点
③総合的な視点、実施方針及び支援体制・支援内容	5 点
④ 事務フロー、スケジュールの適格性	5 点
⑤個別施設計画策定に係る提案の内容	10点
⑥総合管理計画の改訂準備に係る提案の内容	5 点
⑦更に優れた企画や独自提案等の提示	5 点
⑧ 見積金額	5 点
合 計	5 0 点

# ②審査項目ごとの採点基準

四己	小	特て	に 優 い	れる	優い	れ	てる	普		通	やせ	ゥ劣	る	劣		る
10点			10			8			6			4			2	
5 点			5			4			3			2			1	

# (3) 審査結果の通知

審査結果は、各参加者に対して文書で通知する。

※通知予定日:令和2年6月19日(金)

# 9 契約の締結

- (1) 8により選定された優先交渉権者と契約締結の交渉を行う。
- (2) 本プロポーザルは、優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務内容は必ずしも企画提案内容に沿って実施するものではない。契約締結時において、優先交渉権者と本市との協議により改めて業務の詳細を定めた仕様書を作成するものとする。
- ※この場合において、契約交渉が不調となった場合は、審査結果による得点順位の 上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

# 10 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。この場合において8により選定された優先交渉権者が無効となった場合は、審査結果による得点順位を順次繰り上げる。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 同一の者が2つ以上の企画提案書等を提出した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 委員会の公平性を害する行為があった場合
- (5) 2の(4)の委託上限額を超えた場合
- (6) 応募資格に該当しない場合
- (7) 提案に対して談合等、不正行為があった場合
- (8) その他委員会が不適切と認めた場合

# 11 質問等の受付及び回答

本業務の概要や要領、基本仕様書の内容等について、質問等がある場合は、以下のとおり質問書を提出し、本市から回答する。

(1)提出書類:質問書(様式第5号)

- (2)提出期限:令和2年5月18日(月)午後5時【必着】
- (3) 提出方法:電子メールによる

(<u>zaisei@city.ayabe.lg.jp</u>)

※メール送信後、事務局に送信確認の電話をすること。

- (4)回答方法:電子メールアドレス宛ての返信メールによる
- (5) 回答期日:令和2年5月22日(金)

※質問等の内容について電話等で確認することがある。

(質問書には必ず電話番号を記載のこと。)

※必要に応じ、質問等の内容を本市ホームページで公開することがある。

# 12 その他

- (1)提出書類の作成、応募、ヒアリング等、本業務のプロポーザルに要する費用は、 応募者の負担とする。
- (2)提出書類は、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとし、 応募者に返却しない。
- (3)提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。
- (4) 提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は原則として認めない。
- (5)提出書類の受理後、やむを得ず参加を取りやめる場合については、参加辞退届 (様式任意)を必ず提出すること。(提出方法は事務局と調整のこと。)
- (6) 電子メールの通信事故等について、本市はいかなる責任も負わない。
- (7)審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

# 13 事務局(問い合わせ先)

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市企画総務部財政課行財政改革担当

TEL: 0773-42-4216 FAX: 0773-42-4406

E-mail: zaisei@city.ayabe.lg.jp

綾部市公告第34号

第4期綾部市障害者計画策定支援業務、第6期綾部市障害福祉計画及び第2期綾部市障害児福祉計画策定支援業務に関する公募型プロポーザルの実施について、次のとおりお知らせしますので、参加希望者は申請してください。

令和2年5月13日

綾部市長 山 崎 善 也

「第4期綾部市障害者計画策定支援業務」「第6期綾部市障害福祉計画及び第2期綾部市障害児福祉計画策定支援業務」について、委託業者の選定にあたり別添「第4期綾部市障害者計画策定支援業務、第6期綾部市障害福祉計画及び第2期綾部市障害児福祉計画策定支援業務に関する公募型プロポーザル実施要領」に基づき実施します。

# 第4期綾部市障害者計画策定支援業務 第6期綾部市障害福祉計画及び 第2期綾部市障害児福祉計画策定支援業務 に関する公募型プロポーザル 実施要領

令和2年5月

綾部市福祉保健部障害者支援課

#### 1 趣旨・目的

この実施要領(以下「要領」という。)は、綾部市(以下「本市」という。)が発注する第4期綾部市障害者計画策定支援業務、第6期綾部市障害福祉計画及び第2期綾部市障害児福祉計画策定支援業務に関し、公募型プロポーザル方式により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

# 2 業務概要

(1)業務名

第4期綾部市障害者計画策定支援業務

第6期綾部市障害福祉計画及び第2期綾部市障害児福祉計画策定支援業務

(2)業務内容

別添 1 - 1 「第 4 期綾部市障害者計画策定支援業務基本仕様書」のとおり 別添 1 - 2 「第 6 期綾部市障害福祉計画及び第 2 期綾部市障害児福祉計画 策定支援業務基本仕様書」のとおり

(3)業務期間

契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで

(4)委託料上限額

#### 第4期綾部市障害者計画策定支援業務

3,058,000円(消費税及び地方消費税を含む。)以内

# 第6期綾部市障害福祉計画及び第2期綾部市障害児福祉計画策定支援業務

- 2,838,000円(消費税及び地方消費税を含む。)以内 \*この金額は単に本業務に係る予算規模を示したものであり、契約に係る予 定価格を示すものではない。
- (5) (1) の2計画は、相互に関連がある計画であるため、策定については、2 計画を支援できる1者に発注する。(委託契約は計画ごとに締結)
- (6) 発注者

綾部市

#### 3 各種資料の提出先(問い合わせ先)

#### 【事務局】

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市福祉保健部障害者支援課障害者福祉担当 荻野

TEL: 0773-42-4254

FAX: 0773-42-8953

e-mail: shogaishashien@city.ayabe.lg.jp

#### 4 委託予定者の選定方法

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式

(新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえて対策を講じることがある)

# 5 参加資格

参加者は、次に揚げる資格要件をすべて満たしていること。

なお、資格要件の確認基準日は、本業務の募集開始日とし契約締結までの期間 に資格要件を欠くような事態が生じた場合は、契約締結は行わないものとする。

- (1) 国又は地方公共団体からの受託により、過去5年以内(平成27年5月1日以降)に本件と同様の業務を実施し、かつ、その実績を確認及び証明できる契約を有すること。なお、実績については、現在業務実施中のものも含むものとし、また、本社、支店又は営業所等を問わず、事業者全体としての実績を含むものとする。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 民事再生法 (平成11年法律第225号) 又は会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て、若しくは破産法 (平成16年法律第75号) に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 綾部市暴力団等排除措置要綱 (平成23年綾部市告示第10号) 別表に掲 げる措置要件のいずれかに該当しないこと。
- (5) 国税及び本市市税を滞納していないこと。
- (6) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54 号)に抵触しないこと。

# 6 スケジュール (予定)

期日	項目	備考
令和2年5月13日(水)	募 集 開 始	ホームページ及び公告
令和2年5月20日(水)	質 問 書 提 出 期 限	電子メール
令和2年5月22日(金)	質 問 書 回 答 期 限	電子メール
令和2年5月29日(金)	参加申請書類       提出期限	郵送
令和2年6月 3日(水)	一次審查結果通知	参加者が5者以上あった場合のみ
令和2年6月 3日(水)	二次審査詳細案内	一次審査通過者にのみ通知
(令和2年6月12日(金))	<ul><li>二次審査プレゼンテーション</li><li>動 画 提 出 締 切</li></ul>	プレゼンテーションに出席 を求めない場合のみ
令和2年6月18日(木)	二 次 審 査 プレゼンテーション 及 び ヒ ア リ ン グ	綾部市役所
令和2年6月23日(火)	二次審査結果通知	郵送
令和2年6月下旬	受託者決定・委託契約締結	

※上記のスケジュールは、状況により変更する場合がある。

# 7 参加方法

(1)提出書類、様式、提出部数等

別添 2 - 1 「第 4 期綾部市障害者計画策定支援業務に関する公募型プロポーザルに係る提出書類等一覧」別添 2 - 2 「第 6 期綾部市障害福祉計画及び第 2 期綾部市障害児福祉計画策定支援業務に関する公募型プロポーザルに係る提出書類等一覧」のとおり

- (2) 提出方法等
  - ① 提出期限:令和2年5月29日(金)午後5時15分【必着】
  - ② 提出方法:郵送による ※書留郵便により、提出期限までに必着のこと。なお、郵送により提出 する旨を提出期限までに電話により連絡すること。
  - ③ 提出先:上記3に定めるところとする

## 8 要領等の配布

- (1)要領、提出書類様式及び基本仕様書の配布方法
  - ① 本市ホームページよりダウンロード
  - ② 事務局からの郵送による配布
- (2) 事務局での郵送請求受付期間

令和2年5月13日(水)から5月22日(金)必着まで 要領の郵送請求方法

「第4期綾部市障害者計画策定支援業務」「第6期綾部市障害福祉計画 及び第2期綾部市障害児福祉計画策定支援業務」に関する要領の郵送を 希望する旨書面に記載し、会社名、住所、担当者の職氏名、連絡先電話 番号を記載して郵送にて請求。また、返信用封筒(角2)に140円切 手を貼付したものを同封のこと。

#### 9 一次審査及び二次審査の概要

# 一次審査

(1) 選定方法

参加者が5者以上あった場合、本業務に関する公募型プロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)において、提出書類をもとに書類審査し、上位4者以内を選定する。

# (2)審查基準

#### ①審查項目 · 配点

項目	配点
① 会社概要	10点
② 業務実績·業務遂行能力	10点
③ 業務を行う者の資格、経歴及び実績	10点
④ 業務の全体フロー、スケジュールの適格性	10点
合 計	40点

# ②審査項目ごとの採点基準

	配点	特に優れて いる	優 れ て い る	普通	やや劣る	劣る
10点		1 0	8	6	4	2

# (3)審査結果の通知

審査結果は、各参加者に対して文書で通知する。

\*通知予定日:令和2年6月3日(水)

# 第二次審査

#### (1) 選定方法

一次審査通過者(参加者が5者未満の場合は参加者)の中から、提出書類に記載された内容に加え、プレゼンテーション及びヒアリングにより、委員会において審査し、最高得点を得たものを優先交渉権者として選定する。

ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、<u>プレゼンテーション及びヒアリングへの出席を求めず、プレゼンテーションに係る動画の</u>提出により、提出された企画提案書等と動画によるプレゼンテーションについて審査を行い、優秀提案事業者を決定することがある。

(2) 参加者が1者となった場合でも業者選定を実施するものとする。

# (3) 実施日

令和2年6月18日(木)

\*会場、時間等の詳細は、一次審査後に別途通知する。

通知予定日:令和2年6月3日(水)

新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては参加者の出席を求めない ことがある。この旨も一次審査後に別途通知する。

# (4) 時間配分

参加者ごとに約40分間(機材設置、片付けの時間は別とする。)

① 企画提案書等の説明・プレゼンテーション

第4期綾部市障害者計画策定支援業務(15分)

第6期綾部市障害福祉計画及び第2期綾部市障害児福祉計画策定支援

業務(15分)

- ② 質疑応答・ヒアリング (10分)
- (5) 出席者

参加者ごとに3人以内とし、総括管理者は必ず出席のこと。 (6) その他

提案説明の際、プロジェクターの使用は可能。スクリーンは本市で用意する。パソコン、プロジェクター等は各参加者で準備すること。

### (7)審査基準

①審查項目 • 配点

	項   目	配点
業務実施体制 (15点)	①会社概要、業務実績、業務遂行能力	5 点
(15 //)	②業務を行う者の資格、経歴及び実績並びに 業務実施能力	5 点
	③プレゼンテーションにおける専門的技術力、取組姿勢、コミュニケーション能力	5 点
企画提案内容	①総合的な視点、実施方針及び支援体制・支 援内容	10点
(85点)	②業務の全体フロー、スケジュール	10点
	③本市の実態把握及び検証に係る手法	10点
	④推計値の算定及び次期計画期間における 施策の提案	15点
	  ⑤   計画策定支援の方法及び具体的内容  	20点
	⑥基本仕様書に示された業務内容に対する 更に優れた代替案、独自提案等	10点
	⑦見積金額	10点
		100点

### ②審査項目ごとの採点基準

配点	特に優れている	優 れ て い る	普通	やや劣る	劣る
20点	2 0	1 6	1 2	8	4
15点	1 5	1 2	9	6	3
10点	1 0	8	6	4	2
5 点	5	4	3	2	1

(8) 審査結果の通知

審査結果は、各参加者に対して文書で通知する。

\*通知予定日:令和2年6月23日(火)

### 10 契約の締結

- (1) 9により選定された優先交渉権者と契約締結の交渉を行う。
- (2) 本プロポーザルは、優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務内容は必ずしも企画提案内容に沿って実施するものではない。契約締結時において、優先交渉権者と本市との協議により改めて業務の詳細を定めた仕様書を作成するものとする。

\*この場合において、契約交渉が不調となった場合は、審査結果による得点順位の上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

(3)契約は支援業務ごとに締結し、2業務を1者と契約することを原則とする。

#### 11 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。この 場合において、9により選定された優先交渉権者が無効となった場合は、審査結 果による得点順位を順次繰り上げる。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 同一の者が各支援業務について2つ以上の提出書類を提出した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4)審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 2の(4)の委託料上限額を超えた場合。
- (6) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (7) その他委員会が不適切と認めた場合

#### 12 質問等の受付及び回答

本業務の概要や要領、基本仕様書の内容等について、質問等がある場合は、以下のとおり質問書を提出し、本市から回答する。

- (1)提出書類:質問書【様式4】
- (2)提出期限:令和2年5月20日(水)午後5時15分【必着】

- (3) 提出方法:電子メールによる
- (4)提出先:上記3の定めるところまで
- (5) 回答方法:電子メールアドレス宛ての返信メールによる
- (6) 回答期限:令和2年5月22日(金)
  - ※質問等の内容について電話で確認することがある。

(質問書には必ず電話番号を記載のこと。)

※必要に応じ、質問等の内容を本市ホームページで公開することがある。

#### 13 その他

- (1)提出書類の作成、プレゼンテーション及びヒアリング等、本業務のプロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。
- (2)提出された書類等は、審査に必要な範囲において、無償で複製することが できるものとし、参加者に返却しない。
- (3) プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行うが、提出書類は、公平 性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。
- (4) 提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は原則として認めない。
- (5) 企画提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただ し、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であると の本市の承認を得なければならない。
- (6)参加申請後、やむを得ず参加を取りやめる場合については、参加辞退届(様式任意)を必ず提出すること。
- (7) 電子メールの通信事故等について、本市はいかなる責任も負わない。
- (8)審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

綾部市公告第35号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第20条の2の規定により公告する。

令和2年5月13日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市公告第36号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により次のとおり公告し、縦覧に供する。

令和2年5月15日

綾部市長 山 崎 善 也

- 縦覧場所
   綾部市農業委員会事務局
- 2 縦覧期間令和2年5月15日から令和2年5月29日まで

### 綾部市公告第37号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき 者の申出があれば交付する。

令和2年5月22日

綾部市長 山 崎 善 也

### 綾部市公告第38号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき 者の申出があれば交付する。

令和2年5月22日

綾部市長 山 崎 善 也

### 綾部市公告第39号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき 者の申出があれば交付する。

令和2年5月22日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市公告第40号

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和2年5月22日

綾部市長 山 崎 善 也

記

### 1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班· 小班	地目	面積 (ha)	経営管理権 の存続期間	備考
集 1-001	綾部市睦寄町奥ノ谷8001番1	293 ろ	山林	0.29	5 年	
集 1-002	綾部市睦寄町奥ノ谷8002番1	293 ろ	山林	0.05	5年	
集 1-001	綾部市睦寄町奥ノ谷8003番1	293 ろ	山林	0.23	5 年	
集 1-001	綾部市睦寄町奥/谷8004番1	293 ろ	山林	0.03	5 年	
集 1-004	綾部市睦寄町奥ノ谷8005番	293 ろ	山林	0.17	5 年	
集 1-004	綾部市睦寄町奥ノ谷8006番	293 ろ	山林	0.14	5 年	
集 1-004	綾部市睦寄町奥ノ谷8007番1	293 ろ	山林	0.32	5 年	
集 1-004	綾部市睦寄町奥ノ谷8007番乙	293 ろ	山林	0.32	J +	
集 1-004	綾部市睦寄町奥ノ谷8008番	293 ろ	山林	0.1	5 年	
集 1-004	綾部市睦寄町奥ノ谷8009番	293 ろ	山林	0.1	3 <del>+</del>	
集 1-003	綾部市睦寄町奥ノ谷8010番	293 ろ	山林	0.16	5 年	
集 1-004	綾部市睦寄町奥ノ谷8011番	293 ろ	山林	0.15	5 年	
集 1-004	綾部市睦寄町奥ノ谷8014番乙	293 ろ	山林	0.10	3 +	
集 1-005	綾部市睦寄町奥ノ谷8012番	293 ろ	山林	0.18	5 年	
集 1-005	綾部市睦寄町奥ノ谷8014番	293 ろ	山林	0.16	5 <del>+</del>	
集 1-006	綾部市睦寄町奥ノ谷8013番1	293 ろ	山林	0.16	5 年	
集 1-001	綾部市睦寄町奥ノ谷8015番1	293 ろ	山林	0.33	5 年	
集 1-001	綾部市睦寄町奥ノ谷8015番3	293 ろ	山林	0.55	J +	
集 1-001	綾部市睦寄町奥ノ谷8016番1	293 ろ	山林	0.18	5 年	
集 1-001	綾部市睦寄町奥ノ谷8016番3	293 ろ	山林	0.10	J +	
集 1-001	綾部市睦寄町奥ノ谷8017番1	293 ろ	山林	0.19	5 年	

### 2 縦覧場所

綾部市農林課、綾部市ホームページ

3 本公告により、綾部市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定 される。

以上

### 綾部市公告第41号

第9次綾部市高齢者保健福祉計画策定支援業務に関する公募型プロポーザルの実施について、次のとおりお知らせしますので、参加希望者は企画提案書等を提出してください。

令和2年5月27日

綾部市長 山 崎 善 也

本市の第9次綾部市高齢者保健福祉計画策定支援業務について、委託業者の選定にあたり別添「第9次綾部市高齢者保健福祉計画策定支援業務に関する公募型プロポーザル実施 要領」に基づき実施します。

# 第9次綾部市高齢者保健福祉計画策定 支援業務に関する公募型プロポーザル 実施要領

令和2年5月

綾部市福祉保健部高齢者支援課

### 1 趣旨・目的

この実施要領(以下「要領」という。)は、綾部市(以下「本市」という。)が 発注する第9次綾部市高齢者保健福祉計画策定支援業務に関し、公募型プロポーザ ル方式により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 2 業務概要

(1)業務名

第 9 次綾部市高齢者保健福祉計画策定支援業務

(2)業務内容

別添1「第9次綾部市高齢者保健福祉計画策定支援業務基本仕様書」のとおり

(3)業務期間

契約締結日から令和3年3月31日(水)まで

- (4)委託料上限額
  - 3,300,00円(消費税及び地方消費税を含む。)
    - \*この金額は単に本業務に係る予算規模を示したものであり、契約に係る予定 価格を示すものではない。

### 3 委託予定者の選定方法

公募によるプロポーザル方式

### 4 応募資格

応募者は、次に揚げる資格要件をすべて満たしていること。

なお、資格要件の確認基準日は、本業務の募集開始日とし契約締結までの期間に 資格要件を欠くような事態が生じた場合は、契約締結は行わないものとする。

- (1) 国又は地方公共団体からの受託により、過去3年以内(平成29年4月1日 以降)に本件と同様の業務を実施し、かつ、その実績を確認及び証明できる契 約を有すること。なお、実績については、現在業務実施中のものも含むものと し、また、本社、支店又は営業所等を問わず、事業者全体としての実績を含む ものとする。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律 第154号)に基づく更生手続開始の申立て、若しくは破産法(平成16年法 律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 綾部市暴力団等排除措置要綱 (平成23年綾部市告示第10号) 別表に掲げ る措置要件のいずれかに該当しないこと。
- (5) 国税及び本市市税を滞納していないこと。
- (6) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(7)私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号) に抵触しないこと。

### 5 スケジュール (予定)

期日	項目	備考
令和2年5月27日(水)	募集開始	ホームページ及び公告
令和2年6月 5日(金)	質問書提出期限	電子メール
令和2年6月10日(水)	質問書回答期限	電子メール(必要に応
13 7H 2   0 /1 1 0 H (/JV)	A W E C C W W	じホームページ)
令和2年6月22日(月)	企画提案書等(プレゼンテーショ	郵送
<b>节和2</b>	ン動画保存媒体を含む)提出期限	對心
令和2年6月26日(金)	書面ヒアリング照会	電子メール
令和2年7月 1日(水)	書面ヒアリング回答期限	電子メール
令和2年7月 8日(水)	審査結果通知	郵送及び電子メール
令和2年7月中旬	受託者決定・委託契約締結	

<sup>※</sup>上記のスケジュールは、状況により変更する場合がある。

### 6 要領等の配付

要領、提出書類様式及び基本仕様書の配付方法については、応募者が本市ホームページからダウンロードすることとする。

### 

(1) 提出書類、様式、提出部数等

別添 2 「第 9 次綾部市高齢者保健福祉計画策定支援業務に関する公募型プロポーザルに係る提出書類等一覧」のとおり

- (2) 提出方法等
  - ① 提出期限:令和2年6月22日(月)午後5時15分【必着】
  - ② 提出方法:郵送による

書留郵便により、提出期限までに必着のこと。

なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

③ 提出先:事務局

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市福祉保健部高齢者支援課企画管理担当 小松

TEL: 0773-42-4339 FAX: 0773-42-0048

e-mail: koreisyasien@city.ayabe.lg.jp

### 8 審査の概要

(1) 選定方法

提出書類の審査に加え、プレゼンテーション及びヒアリングにより、委員会に おいて審査し、最高得点を得たものを優先交渉権者として選定する。

- (2) 応募者が1者となった場合でも業者選定を実施する。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、プレゼンテーションは企画立案者が作成し、CD-R等に保存した動画を選定委員会で視聴し、質疑を事務局で取りまとめ、ヒアリングは書面による質疑応答を電子メールで行う。
- (4) プレゼンテーション動画の仕様等
  - ①企画提案書等の説明・プレゼンテーションを20分以内に編集する。
  - ②総括管理者は必ず説明に加わること。
  - ③Windows10パソコンで再生可能なファイル形式でCD-R又はDVD-Rメディアに保存して提出すること。
  - ④メディアには会社名を記入すること。 (ラベル等を貼らないこと)

### (5)審査基準

① 審查項目 • 配点

	項目	配点
	①会社概要、業務実績、業務遂行能力	5 点
業務実施体制	②業務を行う者の資格、経歴及び実績並びに業務実 施能力	5 点
(15点)	③プレゼンテーションにおける専門的技術力、取組 姿勢、コミュニケーション能力	5 点
	②総合的な視点、実施方針及び支援体制・支援内容	10点
	②業務の全体フロー、スケジュール	10点
	③本市の実態把握及び検証に係る手法	15点
企画提案内容	④推計値算定及び次期計画期間における施策の提案	15点
(85点)	⑤計画策定支援の方法及び具体的内容	15点
	⑥基本仕様書に示された業務内容に対する更に優れ た代替案、独自提案等	10点
	<b>⑦見積金額</b>	10点
	合 計	100点

### ②審査項目ごとの採点基準

配点	特に優れている	優 れ て い る	普通	やや劣る	劣る
15点	1 5	1 2	9	6	3
10点	1 0	8	6	4	2
5 点	5	4	3	2	1

### (6)審査結果の通知

審査結果は、各応募者に対して文書及び電子メールで通知する。

\*通知予定日:令和2年7月8日(水)

### 9 契約の締結

- (1) 8により選定された優先交渉権者と契約締結の交渉を行う。
- (2) 本プロポーザルは、優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務内容は必ずしも企画提案内容に沿って実施するものではない。契約締結時において、優先交渉権者と本市との協議により改めて業務の詳細を定めた仕様書を作成するものとする。

\*この場合において、契約交渉が不調となった場合は、審査結果による得点順位の上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

### 10 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。この場合において、8により選定された優先交渉権者が無効となった場合は、審査結果による得点順位を順次繰り上げる。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 同一の者が2つ以上の提出書類を提出した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4)審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 2の(4)の委託料上限額を超えた場合
- (6) 応募資格の要件を満たさなくなった場合
- (7) 提案に対して談合等、不正行為があった場合
- (8) その他委員会が不適切と認めた場合

### 11 質問等の受付及び回答

本業務の概要や要領、基本仕様書の内容等について、質問等がある場合は、以下のとおり質問書を提出し、本市から回答する。

- (1)提出書類:質問書【様式5】
- (2)提出期限:令和2年6月5日(金)午後5時15分【必着】
- (3) 提出方法:事務局あて電子メールによる

(koreisyasien@city.ayabe.lg.jp)

※メール送信後、事務局に送信確認の電話をすること。

- (4) 回答方法:電子メールアドレス宛ての返信メールによる
- (5) 回答期限: 令和2年6月10日(水)
  - ※質問等の内容について電話で確認することがある。

(質問書には必ず電話番号を記載のこと。)

※必要に応じ、質問等の内容を本市ホームページで公開することがある。

### 12 その他

- (1)提出書類の作成、プレゼンテーション及びヒアリング等、本業務のプロポーザルに要する費用は、応募者の負担とする。
- (2)提出された書類等は、審査に必要な範囲において、無償で複製することができるものとし、応募者に返却しない。
- (3) プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行うが、提出書類は、公平 性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。
- (4) 提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は原則として認めない。
- (5) 企画提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただ し、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であると の本市の承認を得なければならない。
- (6)提出書類の受理後、やむを得ず応募を取りやめる場合については、辞退届 (様式任意)を必ず提出すること。
- (7) 電子メールの通信事故等について、本市はいかなる責任も負わない。
- (8)審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

### 13 事務局 (問い合わせ先)

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市福祉保健部高齢者支援課企画管理担当 小松

TEL: 0773-42-4339 FAX: 0773-42-0048

e-mail: koreisyasien@city.ayabe.lg.jp

### 綾部市公告第42号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定により、所有者の判明しない猫の収容について通知を受けたので、次のとおり公告する。

令和2年5月28日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 捕獲日時 令和2年5月20日 16時頃
- 2 捕獲場所 綾部市篠田町地内
- 3 動物種 猫
- 4 毛 色 茶 (トラ縞)
- 5 性 別 雄
- 6 体 格 中
- (注意) 公告期間満了の日の翌日(令和2年6月1日)までに引取りのないときは、 処分されます。
- (連絡先) 京都府中丹東保健所環境衛生室 電話番号0773-75-1156

### 綾部市公告第43号

綾部市立病院東館空調設備改修事業、綾部市立病院東館空調設備改修工事に係る入札 参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。 なお、この工事の入札は電子入札で共同企業体方式による公募型指名競争入札とします。

令和2年6月1日

綾部市長 山 崎 善 也

### 1 工事概要

- (1) 工事番号 第502 21号
- (2) 工事名 綾部市立病院東館空調設備改修工事
- (3) 工事場所 綾部市青野町(別添位置図参照)
- (4) 工事内容 本工事は、綾部市立病院東館空調設備の老朽化に伴う改修をするものです。病院内の工事で工程等の施工制約もあり、利用者や職員への安全確保や環境対策には万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 東館空調設備更新 一式
- (6)予定工期 令和2年7月 7日から 令和3年3月31日まで(268日間)

### 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす2者の特定共同企業体とし、 その結成にあたっては本市指定の協定書(別紙)により構成員が自主的に結成する ものとする。

入札参加については、特定共同企業体による入札参加申請に基づき、本市が資格 認定した者とします。

- (1) 特定共同企業体の構成員は、契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権 を得ない者でないこと。
- (2) 特定共同企業体の構成員は、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3)特定共同企業体の構成員は、電気工事に係る綾部市発注工事で、平成31年1 月1日から令和元年12月31日の間において、完了工事の成績評点が65点に 満たない評定を受けていないこと。
- (4) 構成員の出資比率は30%以上とし、代表者は構成員中最大とする。
- (5)特定共同企業体の代表者は、令和2年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者 名簿に電気工事のA等級で登録されており、令和2年4月1日以降継続して綾部 市内に本店を有する単体業者であること。
- (6)特定共同企業体の代表者は、建設業法第15条の規定による特定建設業の許可 を電気工事について受けており、令和2年度の指名競争入札参加資格審査結果通

知書で電気工事の総合評点が750点以上であること。

- (7)特定共同企業体の代表者は、請負金額5,000万円以上(合併発注や特命随契との合計額でも可)の電気工事の施工実績を有していること。なお、この施工実績は公共工事の元請実績(JV含む)とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績は、コリンズ又は請負契約書などで確認できること。
- (8) 特定共同企業体の代表者は、電気工事に係る監理資格を有した技術者を、専任の監理技術者として配置し得ること。
- (9)代表者以外の構成員は、令和2年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名 簿に電気工事のA等級、B等級、C等級のいずれかで登録されており、令和2年 4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。
- (10) 代表者以外の構成員は、電気工事に関する2級以上の技術者を、専任の主任技 術者として配置し得ること。
- (11) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、監理技術者及び主任技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。
- (12) 各営業所における専任の技術者は、本工事の監理技術者や主任技術者にはなれません。

#### 3 提出書類

- (1) 公募型指名競争入札参加申請書
  - ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、 紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」(別記様式-1)とともに、「公募 型指名競争入札参加申請書」(別記様式-2)2部を監理課へ持参により提出す ること。
- (2) 共同企業体協定書の写し、技術資料及び資格者証等の写し
  - ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に共同企業体協定書の写し、「技術資料」(別記様式-3)及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに共同企業体協定書の写し、「技術資料」(別記様式-3)及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
  - ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2 (7)に該当する工事を記載し、 資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付 すること。(コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。)
  - ・「当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者及び主任技術者の資格」には、 それぞれ配置予定者について記載することとし、監理技術者及び主任技術者の 法令による免許欄には、2(8)及び2(10)に該当する技術資格を記載し、 資料として技術資格者証の写しを添付すること。
  - ・2(11)を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる

書類を添付すること。

- 4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付
  - (1)設計図書の閲覧
    - ①期間 令和2年6月1日午前9時から
    - ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。 (https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は 事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課 契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は1,220円です。

- (2)入札参加申請書の受付
  - ①期間 令和2年6月11日(木)午前9時から午後6時まで 令和2年6月12日(金)午前9時から正午まで ただし、紙入札希望者の提出で6月11日については午前9時から正午 までと午後1時から午後5時までとします。
  - ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、 監理課への持参による提出とします。
- 5 入札参加者への通知
  - (1)入札通知書及び非指名通知書については、令和2年6月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
  - (2) 非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により 非指名理由についての説明を求めることができます。
- 6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答
  - ①期間 令和2年6月18日(木)から令和2年6月19日(金)正午まで
  - ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。
  - ③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。
  - ④回答 令和2年6月22日(月)午後5時までに京都府入札情報公開システム に掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファッ クスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行いませ ん。
- 7 入札期間及び開札の日時
  - (1)入札期間
    - ①期間 令和2年6月26日(金)午前9時から午後6時まで

令和2年6月29日(月)午前9時から午後2時まで

ただし、紙入札者の提出は6月26日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、6月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量 については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法 にいては、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によ ること。

### (2) 開札の日時

令和2年6月30日(火)午前9時30分

### 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77 条第1項第2号及び第3号により免除します。

### 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低 の価格を持って入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した 者は失格とします。

### 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

#### 11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

### 12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共 工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3)入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入 札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、 関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められ

た場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。

- (5) 配置予定の現場代理人、監理技術者及び主任技術者が、他の工事の受注等により配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。
- (6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- 13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約·指導検査担当

郵便番号 623-8501

所 在 地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E - mail kanri@city.ayabe.lg.jp

# 紙入札方式参加承諾願

1 2		事番 事													
3	場		所												
4	電	子入	、札シ	ステ	ムでの	の参加	がて	ぎきな	:い理	曲					
												今回は できない			
での	)参	加を	承諾	いた	だきる	ますよ	うお	願い	いた	しま	す。				
		令和	1	年		月		日							
		共	:同企	業体	の名和	尔						特定建	設工事	<b>事共同</b> :	企業体
			構成 (代表		住	所									
				υ,	氏	名									
			構成	員	住	所									
					氏	名									
移	た	部	市	長	様										

## 公募型指名競争入札参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

共同企業体の名称

特定建設工事共同企業体

構成員 住 所

(代表者)

氏 名

(EJI)

構成員 住 所

氏 名

(EII)

今般連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため

を代表とする

特定建設工事

共同企業体を結成したので、綾部市立病院東館空調設備改修工事の建設工事請 負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、添付書類を添えて提出 します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓 約します。

構成員の氏名 叉 は 名 称	出資割合	許可番号及び 許可年月日	許 可 さ れ た 建設工事の種類

添付書類 特定建設工事共同企業体協定書の写し 技術資料 (添付資料及び資格者証の写し等を含む)

技 術 資 料

住 所

名 称

### 1 同種工事又は類似工事の施工実績

	工事名称					
エ	発注機関名					
事	施工場所					
名称	契約金額					
等	工期	年 月~ 年	月	年	月~	年 月
	受注形態等	単体/JV(出資比率	%)	単体/ J V	(出資比率	%)
I	事 概 要 等					
技行	<b>析的特記事項</b>					

### 2 当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者及び主任技術者の資格

	贫	华事予定者名	
		所属会社名	
	生年	三月日 (年齢)	
	法	令による免許	
7U (U //) 7M (	<b>T</b> D	工事名	
現場代理人	現在	施工場所	
	0	工期	
	受 持	従事役職	
	工事	重複する場合	
		の対応措置	
		<b>羊事予定者名</b>	
		所属会社名	
		三月日 (年齢)	
	法	令による免許 	
   監理技術者	現在	工事名	
		施工場所	
	の受	工期	
	受持二	従事役職	
	工事	重複する場合	
	·	の対応措置	
	贫	华事予定者名	
		所属会社名	
	生年	三月日 (年齢)	
	法	令による免許	
ナバサ谷本	TH.	工事名	
主任技術者	現 在	施工場所	
	0	工期	
	受 持	従事役職	
	事	重複する場合 の対応措置	

### 特定建設工事共同企業体協定書

### (目的)

- 第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。
  - (1) 綾部市の発注に係る綾部市立病院東館空調設備改修工事(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、「当該工事」という。) の請負
  - (2) 前号に附帯する事業

### (名称)

第2条 当共同企業体は、

特定建設工事共同企業体

(以下「当企業体」という。)と称する。

### (事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を

に置く。

### (成立の時期及び解散の時期)

- 第4条 当企業体は、令和2年 月 日に成立し、当該工事の請負契約の 履行後3箇月以内を経過するまでの間は、解散することができない。
- 2 当該工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定 にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとす る。

### (構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

京都府綾部市 町 番地

京都府綾部市 町 番地

### (代表者の名称)

第6条 当企業体は、

を代表者とする。

### (代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、当該工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

### (構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

%

%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

### (運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、当該工事の完成に当たるものとする。

### (構成員の責任)

第 10 条 各構成員は、当該工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設 工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負 うものとする。

### (取引金融機関)

- 第 11 条 当企業体の取引金融機関は、 とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。 (決算)
- 第 12 条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。 (利益金の配当の割合)
- 第 13 条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合に より構成員に利益金を配当するものとする。

### (欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第 8 条に規定する割合により 構成員が欠損金を負担するものとする。

### (権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

### (工事途中における構成員の脱退に対する措置)

- 第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が当該工事を完成する日までは脱退することができない。
- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合に おいては、残存構成員が共同連帯して当該工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の 出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残 存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割 合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決 算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱 退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行 わない。

### (構成員の除名)

第 16 条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるも

のとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければな らない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から 第5項までを準用するものとする。

### (工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合に おいては、第 16 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

### (代表者の変更)

第 17 条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

### (解散後の契約不適合責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

### (協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外1者は、上記のとおり

特定

建設工事共同企業体を締結したので、その証拠としてこの協定書2通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

令和2年 月 日

構成員 住 所

(代表者)

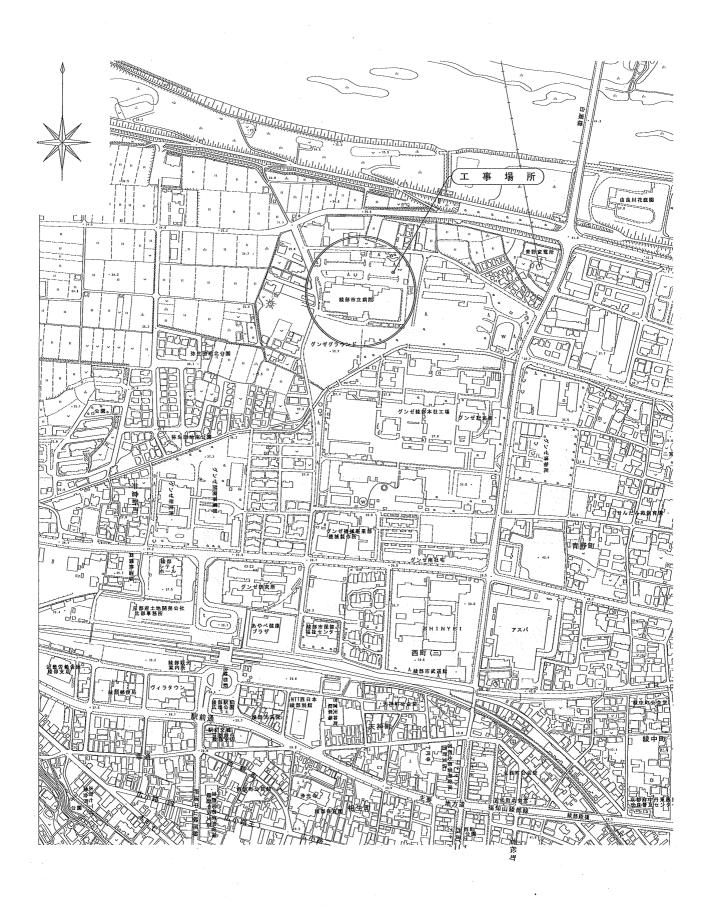
氏 名

印

構成員 住 所

氏 名

ED



綾部市立病院東館空調設備改修工事付近見取図 1/2,500

### 綾部市公告第44号

防災基盤整備事業、里町防火水槽新設工事に係る入札参加資格について、次のとおり お知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電 子入札による条件付一般競争入札とします。

令和2年6月1日

綾部市長 山 崎 善 也

### 1 工事概要

- (1) 工事番号 第502 17号
- (2) 工事名 里町防火水槽新設工事
- (3) 工事場所 綾部市里町(別添位置図参照)
- (4) 工事概要 コンクリート防火水槽新設(有蓋40m³) N=1基

### 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2)令和2年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で 登録されており、令和2年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業 者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外 措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成31年1月1日から令和元年12月3 1日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていない こと。
- (4)申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

### 3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式—1)とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式一3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

- 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付
  - (1) 設計図書の閲覧
    - ①期間 令和2年6月1日(月)午前9時から
    - ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。 (https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\_P) ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は340円です。
  - (2) 入札参加資格確認申請書の受付
    - ①期間 令和2年6月4日(木)午前9時から午後6時まで 令和2年6月5日(金)午前9時から正午まで ただし、紙入札希望業者の提出で6月4日については午前9時から正 午までと午後1時から午後5時までとします。
    - ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、 監理課への持参による提出とします。
- 5 入札参加資格確認通知について
  - (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和2年6月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
  - (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。
- 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答
  - ①期間 令和2年6月11日(木)から 令和2年6月12日(金)正午まで
  - ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の 提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによること としますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時 から午後5時(最終日は正午)までとします。
  - ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
  - ④回答 令和2年6月15日(月)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行いません。

### 7 入札期間及び開札の日時

### (1)入札期間

 ①日時 令和2年6月19日(金)午前9時から午後6時まで 令和2年6月22日(月)午前9時から午後2時まで ただし、紙入札者の提出は6月19日の午前9時から正午までと午後 1時から午後5時までと、6月22日の午前9時から正午までと午後 1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法 については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項 によること。

### (2) 開札の日時

令和2年6月23日(火)午後1時30分

#### 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77 条第1項第2号及び第3号により免除します。

### 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最 低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

### 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

### 11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

### 12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。

- (2)入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共 工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3)入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4)入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、 関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められ た場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5)本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

### 13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約 • 指導検査担当

郵便番号 623-8501

所 在 地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

# 紙入札方式参加承諾願

1	工事都	子										
2	工事	名										
3	場	所										
4	電子力	人札シ	ステムて	での参	加がて	きない理	建由					
ı	 	⇒/ <b>/</b>	<b>ボ</b> フ フ	t +l +		4-514-1-1	n + +		<b>回は小</b>	・ ナ[]ァ よ:	a) \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	 
記理	里由に]	こり電	子入札ミ	レステ	ムを禾	‡ではあり 川用しての	つ参加	]ができ				
での	)参加を	水諾	いただき	ます	ようお	いいた	こしま	す。				
			令和	年	Ē	月	日					
			1	住	所							
				氏	名						Œ	

綾 部 市 長 様

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(EII)

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

電話番号 FAX番号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

# 配置予定者名簿

工 事 番 号: 工 事 名: 商号及び名称:

	現場代理人	主 任 技 術 者
1	(氏 名)       手 (工 事 名)       持 (請負金額)       工 (役 職 名)       事 (完了予定)	(氏 名)       手 (工 事 名)       持 (請負金額)       工 (役 職 名)       事 (完了予定)
2	(氏 名)       手 (工 事 名)       持 (請負金額)       工 (役 職 名)       事 (完了予定)	(氏 名)       手 (工 事 名)       持 (請負金額)       工 (役 職 名)       事 (完了予定)
3	(氏 名)       手 (工 事 名)       持 (請負金額)       工 (役 職 名)       事 (完了予定)	(氏 名)       手 (工 事 名)       持 (請負金額)       工 (役 職 名)       事 (完了予定)
4	(氏 名)       手 (工 事 名)       持 (請負金額)       工 (役 職 名)       事 (完了予定)	(氏 名)       手 (工 事 名)       持 (請負金額)       工 (役 職 名)       事 (完了予定)
5	(氏 名)       手 (工 事 名)       持 (請負金額)       工 (役 職 名)       事 (完了予定)	(氏 名)       手 (工 事 名)       持 (請負金額)       工 (役 職 名)       事 (完了予定)

#### 【記載上の注意事項】

#### 1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありません ので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請 書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新 たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更 届を監理課へ提出してください。)

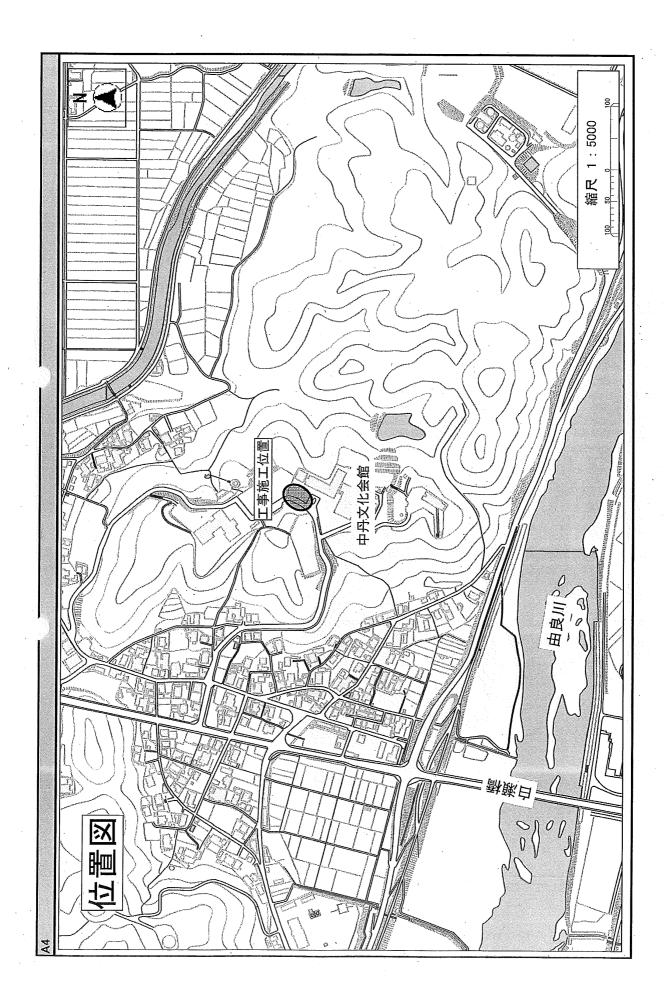
#### 2) 主任技術者

- 1 十木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

#### 3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約 書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の 行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3) の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既 発注分も含め3件までとする。)
- ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。 (ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が 現場代理人の兼務を了承していること。)
- ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
- ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
- ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
  - ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



#### 綾部市公告第45号

大規模改修事業(小学校)、志賀小学校屋内運動場改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和2年6月1日

綾部市長 山 崎 善 也

#### 1 工事概要

- (1) 工事番号 第502 19号
- (2) 工事名 志賀小学校屋内運動場改修工事
- (3) 工事場所 綾部市志賀郷町 (別添位置図参照)
- (4) 工事概要 屋根改修 609.0 m<sup>2</sup> 内部改修 394.2 m<sup>2</sup>

外部スロープ設置 一式

(5) 予定工期 令和2年6月30日から

令和2年9月27日まで(90日間)

#### 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2)令和2年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で建築工事のA等級で 登録されており、令和2年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業 者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外 措置を受けていないこと。
- (3)建築工事に係る綾部市発注工事で、平成31年1月1日から令和元年12月3 1日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていない こと。
- (4)申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

#### 3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式-1)とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式-2)2部を監理課へ持参により提

出すること。

#### (2)配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式一3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

- 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付
  - (1) 設計図書の閲覧
    - ①期間 令和2年6月1日(月)午前9時から
    - ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。 (https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\_P) ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は600円です。
  - (2) 入札参加資格確認申請書の受付
    - ①期間 令和2年6月4日(木)午前9時から午後6時まで 令和2年6月5日(金)午前9時から正午まで ただし、紙入札希望業者の提出で6月4日については午前9時から正 午までと午後1時から午後5時までとします。
    - ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、 監理課への持参による提出とします。
- 5 入札参加資格確認通知について
  - (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和2年6月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
  - (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。
- 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答
  - ①期間 令和2年6月11日(木)から 令和2年6月12日(金)正午まで
  - ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の 提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによること としますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時 から午後5時(最終日は正午)までとします。
  - ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
  - ④回答 令和2年6月15日(月)午後5時までに京都府入札情報公開システ

ムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行いません。

#### 7 入札期間及び開札の日時

#### (1)入札期間

 ①日時 令和2年6月19日(金)午前9時から午後6時まで 令和2年6月22日(月)午前9時から午後2時まで ただし、紙入札者の提出は6月19日の午前9時から正午までと午後 1時から午後5時までと、6月22日の午前9時から正午までと午後 1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法 については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項 によること。

#### (2) 開札の日時

令和2年6月23日(火)午後1時45分

#### 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77 条第1項第2号及び第3号により免除します。

#### 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最 低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

#### 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

#### 11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

#### 12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2)入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3)入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4)入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、 関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められ た場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5)本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

#### 13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約 • 指導検査担当

郵便番号 623-8501

所 在 地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

# 紙入札方式参加承諾願

1	工事都	子							 		
2	工事	名							 		
3	場	所							 		
4	電子力	人札シ	ステムて	での参加	加がで	きない理	!曲				
ı	 	⇒/ <b>/</b> -} \		······································			······································	· \	   l/ <del>5</del> [.] <del>-</del>	٠٠٠٠٠٠٠٠	~) <del></del>
記理	里由に]	こり電	子入札シ	/ステ.	ムを利	rではあり 川用しての	参加	ができ			
での	)参加を	水諾	いただき	ます。	ようお	願いいた	しま゛	す。			
			令和	年		月	日				
			1	住	所						
			J	氏	名						(EII)

綾 部 市 長 様

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(EII)

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

電話番号 FAX番号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

# 配置予定者名簿

工 事 番 号: 工 事 名: 商号及び名称:

	over 15 dis vers 1							
	現場代理人 	主任技術者						
	(氏 名)	(氏 名)						
	<b>事</b> (工 事 名)	手 (工 事 名)						
1	持(請負金額)	持 (請負金額)						
	工(役職名)	工 (役職名)						
	事 (完了予定)	事 (完了予定)						
	(氏 名)	(氏 名)						
	手 (工事名)	手 (工 事 名)						
2	持(請負金額)	持(請負金額)						
	工 (役職名)	工 (役職名)						
	事 (完了予定)	事 (完了予定)						
	(氏 名)	(氏 名)						
	手 (工 事 名)	手 (工 事 名)						
3	持(請負金額)	持 (請負金額)						
	工 (役職名)	工 (役職名)						
	事 (完了予定)	事 (完了予定)						
	(氏 名)	(氏 名)						
	手 (工 事 名)	手 (工 事 名)						
4	持(請負金額)	持 (請負金額)						
	工 (役職名)	工 (役職名)						
	事 (完了予定)	事 (完了予定)						
	(氏 名)	(氏 名)						
	手 (工事名)	手 (工 事 名)						
5	持 (請負金額)	持 (請負金額)						
	工 (役職名)	工 (役職名)						
	事 (完了予定)	事 (完了予定)						

#### 【記載上の注意事項】

#### 1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありません ので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請 書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新 たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更 届を監理課へ提出してください。)

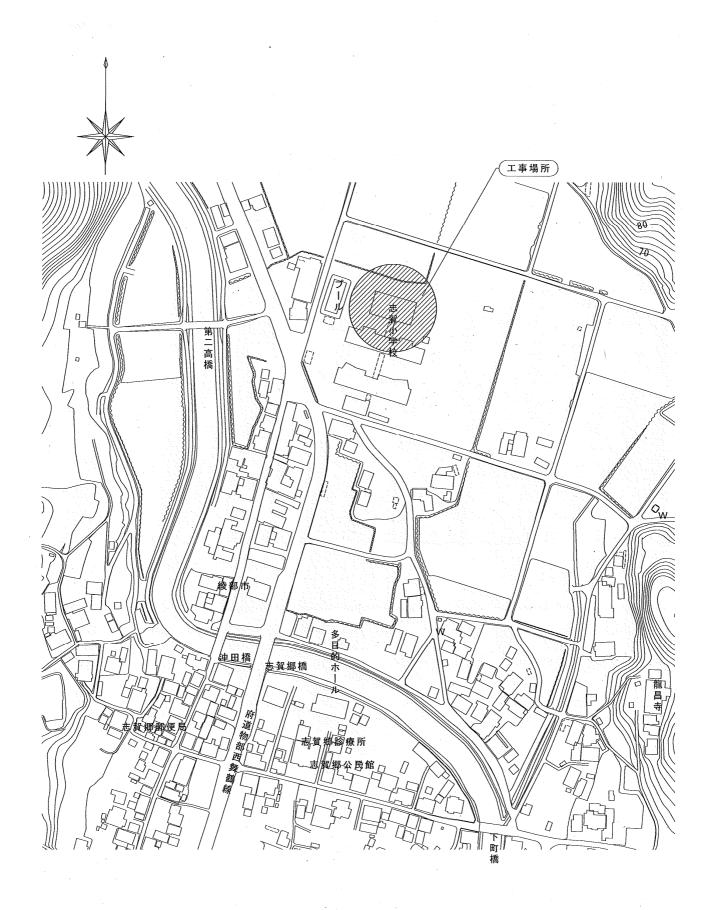
#### 2) 主任技術者

- 1 建築工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が7,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が7,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が7,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

#### 3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約 書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の 行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3) の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既 発注分も含め3件までとする。)
- ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。 (ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が 現場代理人の兼務を了承していること。)
- ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
- ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
- ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
  - ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が7,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



志賀小学校屋内運動場改修工事付近見取り図 1/2,500

#### 綾部市公告第46号

大規模改修事業(小学校)、中筋小学校南教室棟外壁改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和2年6月1日

綾部市長 山 崎 善 也

#### 1 工事概要

- (1) 工事番号 第502 20号
- (2) 工事名 中筋小学校南教室棟外壁改修工事
- (3) 工事場所 綾部市大島町(別添位置図参照)
- (4) 工事概要 南教室棟外壁改修 約1,150㎡
  - 渡り廊下外壁改修 約130㎡

#### 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2)令和2年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で建築工事のB等級で 登録されており、令和2年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業 者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外 措置を受けていないこと。
- (3) 建築工事に係る綾部市発注工事で、平成31年1月1日から令和元年12月3 1日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていない こと。
- (4)申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

#### 3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式—1)とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

#### (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式一3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

- 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付
  - (1) 設計図書の閲覧
    - ①期間 令和2年6月1日(月)午前9時から
    - ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。 (https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\_P) ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は160円です。
  - (2) 入札参加資格確認申請書の受付
    - ①期間 令和2年6月4日(木)午前9時から午後6時まで 令和2年6月5日(金)午前9時から正午まで ただし、紙入札希望業者の提出で6月4日については午前9時から正 午までと午後1時から午後5時までとします。
    - ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、 監理課への持参による提出とします。
- 5 入札参加資格確認通知について
  - (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和2年6月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
  - (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。
- 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答
  - ①期間 令和2年6月11日(木)から令和2年6月12日(金)正午まで
  - ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の 提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによること としますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時 から午後5時(最終日は正午)までとします。
  - ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
  - ④回答 令和2年6月15日(月)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行

いません。

#### 7 入札期間及び開札の日時

### (1)入札期間

①日時 令和2年6月19日(金)午前9時から午後6時まで 令和2年6月22日(月)午前9時から午後2時まで ただし、紙入札者の提出は6月19日の午前9時から正午までと午後 1時から午後5時までと、6月22日の午前9時から正午までと午後 1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法 については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項 によること。

#### (2) 開札の日時

令和2年6月23日(火)午後2時00分

#### 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77 条第1項第2号及び第3号により免除します。

#### 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

#### 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

#### 11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

#### 12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2)入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3)入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4)入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、 関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められ た場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5)本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

#### 13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約 • 指導検査担当

郵便番号 623-8501

所 在 地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

# 紙入札方式参加承諾願

1	工事都	子							 		
2	工事	名							 		
3	場	所							 		
4	電子力	人札シ	ステムて	での参加	加がで	きない理	!曲				
ı	 	⇒/ <b>/</b> -} \		······································			······································	· \	   l/ <del>5</del> [.] <del>-</del>	٠٠٠٠٠٠٠٠	~) <del></del>
記理	里由に]	こり電	子入札シ	/ステ.	ムを利	rではあり 川用しての	参加	ができ			
での	)参加を	水諾	いただき	ます。	ようお	願いいた	しま゛	す。			
			令和	年		月	日				
			1	住	所						
			J	氏	名						(EII)

綾 部 市 長 様

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(EII)

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

電話番号 FAX番号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

# 配置予定者名簿

工 事 番 号: 工 事 名: 商号及び名称:

	現場代理人	主 任 技 術 者
1	(氏 名)       事(工 事 名)       持(請負金額)       工(役 職 名)       事(完了予定)	(氏 名)       手 (工 事 名)       持 (請負金額)       工 (役 職 名)       事 (完了予定)
2	<ul><li>(氏 名)</li><li>手 (工 事 名)</li><li>持 (請負金額)</li><li>工 (役 職 名)</li><li>事 (完了予定)</li></ul>	(氏 名)       手 (工 事 名)       持 (請負金額)       工 (役 職 名)       事 (完了予定)
3	(氏 名)       手 (工 事 名)       持 (請負金額)       工 (役 職 名)       事 (完了予定)	(氏 名)       手 (工 事 名)       持 (請負金額)       工 (役 職 名)       事 (完了予定)
4	(氏 名)       手 (工 事 名)       持 (請負金額)       工 (役 職 名)       事 (完了予定)	(氏 名)       手 (工 事 名)       持 (請負金額)       工 (役 職 名)       事 (完了予定)
5	(氏 名)       手 (工 事 名)       持 (請負金額)       工 (役 職 名)       事 (完了予定)	(氏 名)       手 (工 事 名)       持 (請負金額)       工 (役 職 名)       事 (完了予定)

#### 【記載上の注意事項】

#### 1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありません ので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請 書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新 たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更 届を監理課へ提出してください。)

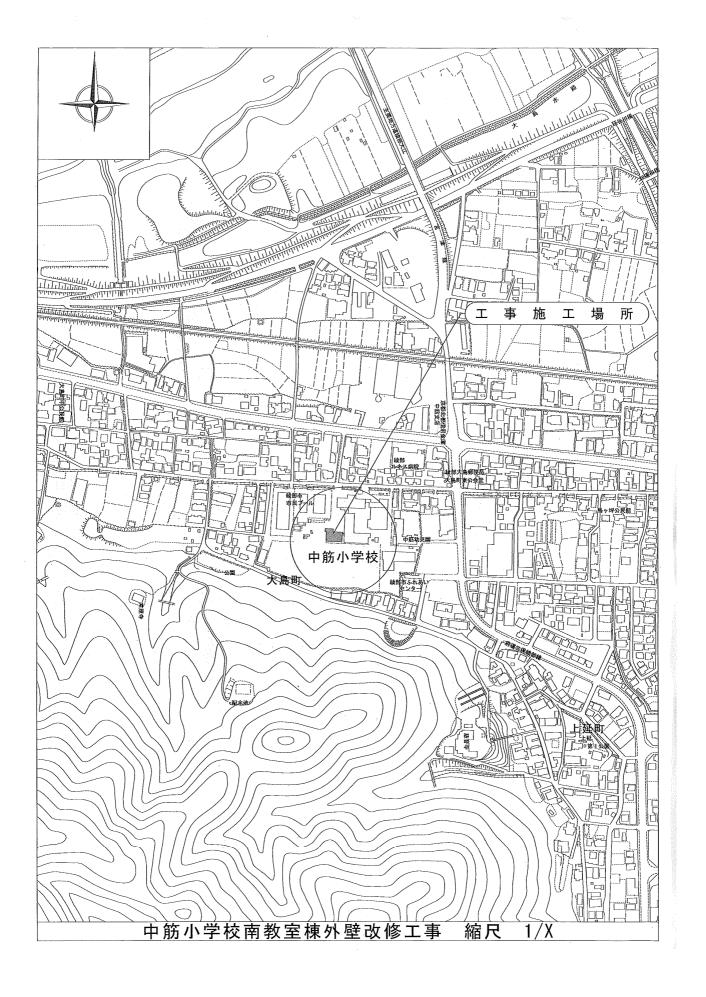
#### 2) 主任技術者

- 1 建築工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が7,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が7,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が7,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

#### 3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約 書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の 行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3) の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既 発注分も含め3件までとする。)
- ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。 (ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が 現場代理人の兼務を了承していること。)
- ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
- ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
- ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
  - ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が7,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



#### 綾部市公告第47号

下水道整備事業、浄化槽設置工事その1に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和2年6月1日

綾部市長 山 崎 善 也

#### 1 工事概要

- (1) 工事番号 第502 22号
- (2) 工事名 浄化槽設置工事その1
- (3) 工事場所 綾部市八津合町外(別添位置図参照)
- (4) 工事概要 小型合併処理浄化槽設置
  - 5人槽構造基準型 1基
  - 5人槽構造基準型P付 1基
  - 7人槽構造基準型 1基
  - 7人槽構造基準型P付 1基

計4基

#### 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和2年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で浄化槽工事の登録があり、かつ土木工事・建築工事・管工事のいずれかにおいて、A1等級、A等級、B等級のいずれかで登録されており、令和2年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 浄化槽工事に係る綾部市発注工事で、平成31年1月1日から令和元年12月 31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていな いこと。
- (4)申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

#### 3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式—1)とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式一3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

- 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付
  - (1) 設計図書の閲覧
    - ①期間 令和2年6月1日(月)午前9時から
    - ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。 (https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\_P) ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は780円です。
  - (2) 入札参加資格確認申請書の受付
    - ①期間 令和2年6月4日(木)午前9時から午後6時まで 令和2年6月5日(金)午前9時から正午まで ただし、紙入札希望業者の提出で6月4日については午前9時から正 午までと午後1時から午後5時までとします。
    - ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、 監理課への持参による提出とします。
- 5 入札参加資格確認通知について
  - (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和2年6月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
  - (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。
- 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答
  - ①期間 令和2年6月11日(木)から 令和2年6月12日(金)正午まで
  - ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の

提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによること としますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時 から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和2年6月15日(月)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行いません。

#### 7 入札期間及び開札の日時

#### (1)入札期間

①日時 令和2年6月19日(金)午前9時から午後6時まで 令和2年6月22日(月)午前9時から午後2時まで ただし、紙入札者の提出は6月19日の午前9時から正午までと午後 1時から午後5時までと、6月22日の午前9時から正午までと午後 1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法 については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項 によること。

#### (2) 開札の日時

令和2年6月23日(火)午後2時30分

#### 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77 条第1項第2号及び第3号により免除します。

#### 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最 低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

#### 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとし

ます。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

#### 12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2)入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共 工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3)入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4)入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、 関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められ た場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5)本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

#### 13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約 • 指導検査担当

郵便番号 623-8501

所 在 地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

# 紙入札方式参加承諾願

1	工事番	等号								 			
2	工事	名								 			
3	場	所								 			
4	電子人	、札シ	ステム	での参	参加が	できな	い理	由					
ı	 	 さ/4-)ユ					- + 10	 باب		 ·····································	) = J31	·····	 
記理	里由に よ	:り電-	、電子) 子入札)	シスラ	テムを	利用し	ての	参加力	ぶでき				
(C)	)参加を	(承諾)	ハただる	さよう	) よう	お願い	V 7.	しよう	0				
			令和		年	月		日					
				住	所								
				T.	<b>5</b>							,	
				氏	名							(I	<b>I</b> )

綾 部 市 長 様

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号 F A X 番号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号

工事名

工事場所

# 配置予定者名簿

工 事 番 号: 工 事 名: 商号及び名称:

	現場代理人	主 任 技 術 者
1	(氏 名)       手 (工 事 名)       持 (請負金額)       工 (役 職 名)       事 (完了予定)	(氏 名)       手 (工 事 名)       持 (請負金額)       工 (役 職 名)       事 (完了予定)
2	<ul><li>(氏名)</li><li>手 (工事名)</li><li>持 (請負金額)</li><li>工 (役職名)</li><li>事 (完了予定)</li></ul>	(氏 名)       手 (工 事 名)       持 (請負金額)       工 (役 職 名)       事 (完了予定)
3	(氏 名)       手 (工 事 名)       持 (請負金額)       工 (役 職 名)       事 (完了予定)	(氏 名)       手 (工 事 名)       持 (請負金額)       工 (役 職 名)       事 (完了予定)
4	<ul><li>(氏 名)</li><li>手 (工 事 名)</li><li>持 (請負金額)</li><li>工 (役 職 名)</li><li>事 (完了予定)</li></ul>	(氏 名)       手 (工 事 名)       持 (請負金額)       工 (役 職 名)       事 (完了予定)
5	(氏 名)       手 (工 事 名)       持 (請負金額)       工 (役 職 名)       事 (完了予定)	(氏 名)       手 (工 事 名)       持 (請負金額)       工 (役 職 名)       事 (完了予定)

#### 【記載上の注意事項】

#### 1)配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

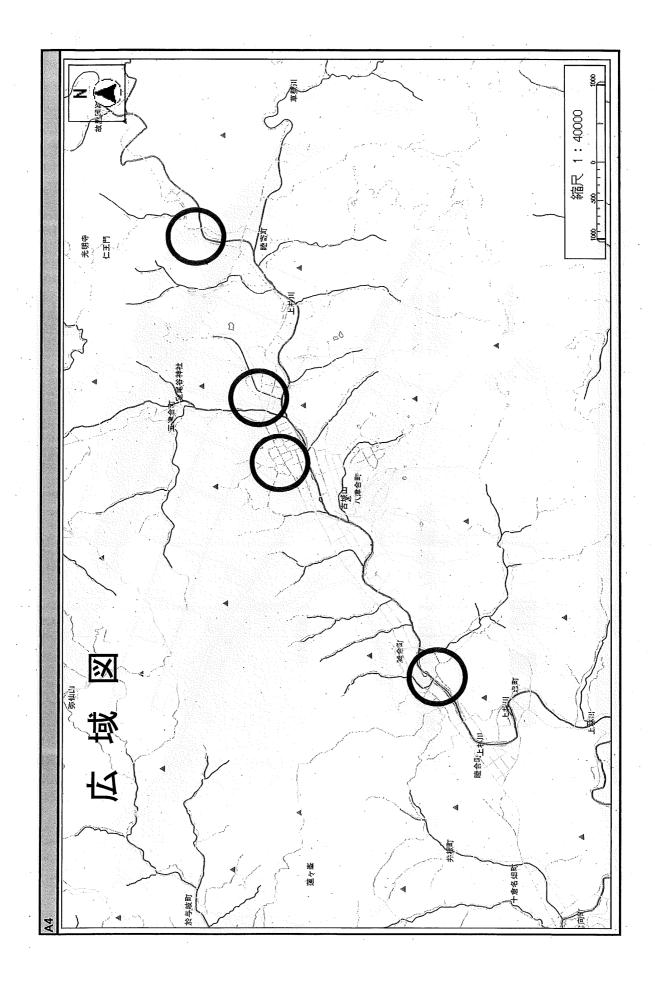
#### 2) 主任技術者

- 1 土木工事・建築工事・管工事のいずれかで技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

#### 3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約 書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の 行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3) の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既 発注分も含め3件までとする。)
- ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。 (ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が 現場代理人の兼務を了承していること。)
- ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
- ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
- ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
  - ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



#### 綾部市公告第48号

下水道整備事業、浄化槽設置工事その2に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和2年6月1日

綾部市長 山 崎 善 也

#### 1 工事概要

- (1) 工事番号 第502 23号
- (2) 工事名 浄化槽設置工事その2
- (3) 工事場所 綾部市栗町外 (別添位置図参照)
- (4) 工事概要 小型合併処理浄化槽設置
  - 5人槽構造基準型 2基
  - 5人槽構造基準型P付 1基
  - 7人槽構造基準型P付 1基

計4基

#### 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和2年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で浄化槽工事の登録があり、かつ土木工事・建築工事・管工事のいずれかにおいて、A1等級、A等級、B等級のいずれかで登録されており、令和2年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 浄化槽工事に係る綾部市発注工事で、平成31年1月1日から令和元年12月 31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていな いこと。
- (4)申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加 資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

#### 3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式—1)とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式一3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

- 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付
  - (1) 設計図書の閲覧
    - ①期間 令和2年6月1日(月)午前9時から
    - ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。 (https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\_P) ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は690円です。
  - (2) 入札参加資格確認申請書の受付
    - ①期間 令和2年6月4日(木)午前9時から午後6時まで 令和2年6月5日(金)午前9時から正午まで ただし、紙入札希望業者の提出で6月4日については午前9時から正 午までと午後1時から午後5時までとします。
    - ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、 監理課への持参による提出とします。
- 5 入札参加資格確認通知について
  - (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和2年6月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
  - (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。
- 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答
  - ①期間 令和2年6月11日(木)から 令和2年6月12日(金)正午まで
  - ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の

提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによること としますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時 から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和2年6月15日(月)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行いません。

#### 7 入札期間及び開札の日時

#### (1)入札期間

 ①日時 令和2年6月19日(金)午前9時から午後6時まで 令和2年6月22日(月)午前9時から午後2時まで ただし、紙入札者の提出は6月19日の午前9時から正午までと午後 1時から午後5時までと、6月22日の午前9時から正午までと午後 1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法 については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項 によること。

#### (2) 開札の日時

令和2年6月23日(火)午後2時45分

#### 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77 条第1項第2号及び第3号により免除します。

#### 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最 低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

#### 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとし

ます。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

#### 12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2)入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共 工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3)入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4)入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、 関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められ た場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5)本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

#### 13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約 • 指導検査担当

郵便番号 623-8501

所 在 地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

# 様式-1

# 紙入札方式参加承諾願

1	工事	番号						 	
2	工事	名						 	
3	場	所						 	
4	電子	入札シ	゚ステム`	での	参加が	できなレ	)理由		
	-								 
	- -							 	 
								回は当社 ないため	
							たしま		 _,,
			令和		年	月	日		
			12 VI H		ı	71	Н		
				住	所				
				氏	名				(EJI)

綾 部 市 長 様

# 様式-2

# 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電話番号 FAX番号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号

工事名

工事場所

# 様式-3

# 配置予定者名簿

工 事 番 号: 工 事 名: 商号及び名称:

	現場代理人	主任技術者
	(氏 名)	(氏 名)
1	手 (工 事 名) 持 (請負金額)	手 (工 事 名) 持 (請負金額)
	工:(役職名)	工:(役職名)
	事 (完了予定)	事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
	手 (工事名)	手 (工 事 名)
2	持(請負金額)	持(請負金額)
	工 (役職名)	工 (役職名)
	事 (完了予定)	事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
	手 (工 事 名)	手 (工 事 名)
3	持(請負金額)	持(請負金額)
	工 (役職名)	工 (役職名)
	事 (完了予定)	事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
	手 (工 事 名)	手 (工 事 名)
4	持(請負金額)	持 (請負金額)
	工 (役 職 名)	工 (役職名)
	事 (完了予定)	事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
5	手 (工 事 名)	手 (工 事 名)
	持(請負金額)	持(請負金額)
	工 (役職名)	工 (役職名)
	事 (完了予定)	事 (完了予定)

#### 【記載上の注意事項】

#### 1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

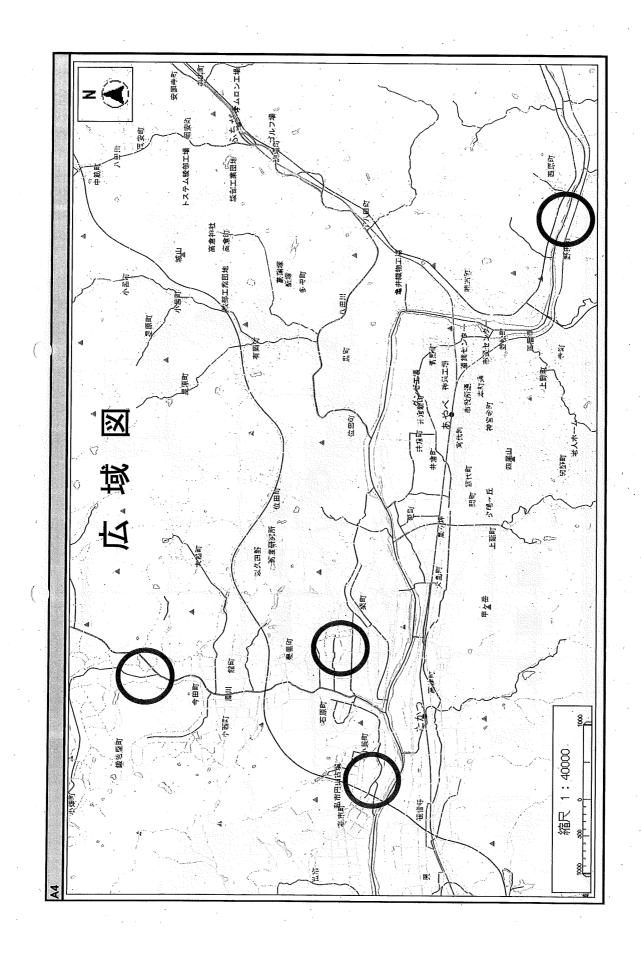
## 2) 主任技術者

- 1 土木工事・建築工事・管工事のいずれかで技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

#### 3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約 書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の 行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3) の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既 発注分も含め3件までとする。)
- ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。 (ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が 現場代理人の兼務を了承していること。)
- ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
- ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
- ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
  - ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



# 教育委員会告示

# 綾部市教育委員会告示第6号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条の規定により、令和2年度第2回(5月)綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和2年5月22日

綾部市教育委員会 教育長 足 立 雅 和

- 1 日 時 令和2年5月25日(月)午後1時30分から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局(教育長室)
- 3 付議事項
  - ・議第10号 綾部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正について
  - ・議第11号 令和2年度綾部市一般会計補正予算(コロナ対策予算)について
- 4 事務連絡

## 綾部市監査公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、令和元年度に 実施した定期監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年6月1日

綾部市監査委員 諏 訪 吉 昭 綾部市監査委員 安 藤 和 明

# 1 監査の種別

定期監査(地方自治法第199条第4項)

#### 2 監査の目的

令和元年度綾部市監査計画に基づいて、綾部市の財務に関する事務が、予算及び議決並びに法令等に従い、適正で合理的かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として 実施するもの。

#### 3 監査の対象

各部課(局)の予算事項別事務事業の中から、前年度及び当年度における監査対象事項を選定し監査を実施した。監査対象事項は次のとおりである。

			T
区分	対象	部課(局)	対象事項
第1回	定住交流部	定住・地域政策課	水源の里活性化事業費(活性化補助金・連携事業補助金)
			UIターン者定住支援住宅整備事業費
		観光交流課	あやべ観光案内所管理運営費
			観光振興事業費
		文化・スポーツ	文化振興事業費(優良建築物活用事業費)
		振興課	社会体育関係団体助成費
	建設部	監理課	普通財産管理費
			公有林整備事業費
		建設課	法定外公共物管理費
			道路等一般維持管理費
		都市計画課	都市計画総務一般事務費
			綾部駅自由通路管理費
		建築課	公営住宅維持管理費·借上住宅管理費
			ブロック塀等緊急安全対策支援事業費
	議会事務局		議会運営費 ※平成30年度分
第2回	市長公室	秘書広報課	秘書事務費
			あやべ応援寄附金(ふるさと納税)事業費
		職員課	職員厚生費

# 監査公表

			職員共済組合補助金
		防災・危機管理課	災害対策費(防災行政デジタル無線維持管理費)
			災害時応急対策整備事業費
	企画総務部	企画政策課	企画調整事務費 ※平成30年度分
			世界連邦推進事業費
		総務課	庁用車管理費
			事故賠償金
			文書管理費
		財政課	財政管理一般事務費 ※平成30年度分
			電源立地地域対策基金積立金
		税務課	市税過誤納還付金
			賦課徴収費(経常経費)※平成30年度分
	消防本部	管理課	常備消防一般事務費(経常経費)
			非常備消防一般事務費(経常経費)
	会計課		会計管理一般事務費 ※平成30年度分
第3回	市民環境部	市民・国保課	住民基本台帳等事務費(社会補償·税番号制度対応事業)
			一般管理一般事務費(後期高齢者医療特別会計)
		市民協働課	コミュニティ活動推進団体事業補助金
			交通確保対策一般事務費
		人権推進課	男女共同参画促進費(男女共同参画講座開催経費)
			人権教育・啓発推進計画改訂事業費
		環境保全課	ごみ減量化及びリサイクル推進事業費
			ごみ収集事業費
	農林商工部	商工労政課	緊急人材確保対策事業
			ものづくり交流館管理運営費
		農林課	循環型林業推進事業費
		(農業委員会事務局)	農業委員会運営費
	教育部	学校教育課	小学生イングリッシュキャンプ事業費
			部活動指導員配置促進事業費
		社会教育課	青少年健全育成事業費
			山家城址周辺史跡調査事業費
第4回	福祉保健部	社会福祉課	戦没者追悼式事業費
			生活保護適正実施推進事業費
		こども支援課	児童福祉法施行事務費
			ファミリー・サポート・センター事業費
		障害者支援課	障害者地域生活支援事業費
			自殺防止対策事業費
		高齢者支援課	かんばやし交流館管理運営費
			一般管理費一般事務費(介護保険特別会計)
		   保健推進課	総合健康管理システム維持管理費
			病院事業会計

		上下水道部	上水道課	上水道事業会計
			下水道課	下水道事業会計
		監査委員事務	5局	監査委員一般事務費 ※平成30年度分
共	通	全 課(局)		備品管理

# 4 監査の実施期間

区 分	実施期間
第1回	令和元年10月 1日 ~ 令和元年11月15日
第2回	令和元年10月30日 ~ 令和元年12月 9日
第3回	令和元年12月 2日 ~ 令和2年 1月23日
第4回	令和元年12月27日 ~ 令和2年 2月18日

#### 5 監査の方法

監査対象事項に係る関係書類の提出を求めて、書類監査を実施するとともに、各所属 長に対し聴取を行った。

# 6 監査の項目

- (1) 収入事務について
- (2) 支出事務について
- (3) 補助金等交付事務について
- (4)入札・契約事務について
- (5) 財産管理事務について

# 7 監査の結果

おおむね適正に執行されていると認めた。ただし、下記の事項については所属長に対して指摘を行い、改善又は検討の上、適正な事務の執行に努めるよう指導した。

なお、この指摘事項については、すでに各所属長から改善の取組又は検討の方向等が 示されている。

該当課	指摘事項		
文化・スポーツ振興課	実績報告書について、事業年度内での整理ができていないものがある。		
建築課	行政財産使用に係る書類の日付に誤りがある。		
職員課	消耗品の購入に係る請求書について適切に保管されていないものがある。		
企画政策課	綾部市創生有識者会議設置要綱に沿わない任期で委嘱がされている。		
総務課	戻入に係る証拠書類が適切に保管されていないものがある。		

#### 監查公表

環境保全課	入札結果報告書の記載に誤りがある。
	貸館施設以外の使用について手続きが適正に行われていないものがある。
高齢者支援課	財務関連書類が適切に保管されていないものがある。
	業務委託契約について、予定価格決定調書の記載に誤りがある。

その他、少しの注意を持って点検や確認を行えば正せる誤り等については、所属長に対して口頭により指導を行った。

また、令和元年度は全所属を対象に、備品管理の状況について監査を実施した。備品登録の内容と実態が合わないものについては、所属長に対して口頭により指導を行った。

最後に、従前から課題となっている随意契約に係る事務について、会計課、監理課及び 財政課の連名による会計処理のチェックリスト等が作成された。今後は、会計処理の留意 点や工事等の事務処理マニュアルと併せて十分確認の上、適正な契約事務に努められるよ う要望する。

以上

## 綾部市監査公表第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項の規定に基づき、令和元年度に 実施した随時監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年6月1日

綾部市監査委員 諏 訪 吉 昭 綾部市監査委員 安 藤 和 明

# 1 監査の種別

随時監査(地方自治法第199条第5項)

# 2 監査の目的

令和元年度綾部市監査計画に基づいて、綾部市が発注する工事に関し、予算及び議決並びに法令等に従い、適正で合理的かつ効率的に執行されているか、また、当該工事の設計、施工等が適正に行われているかどうかを主眼として実施するもの。

#### 3 監査の対象

令和2年1月上旬までに完成した工事の中から対象工事を選定し監査を実施した。対 象工事は次のとおりである。

#### (1) 中筋小学校屋内運動場屋根改修工事

	契 約 概 要	工事概要		
担当課	学校教育課・監理課(入札等)	屋根改修		
受注者	牧野工業株式会社	此改修 	77.9 m 他一式	
契約方法	条件付一般競争入札			
請負金額	17, 010, 000 円(税込)			
工期	令和元年5月28日~令和元年9月4日			

#### (2) 中央公民館屋上防水等改修工事

	契 約 概 要	工 事 概 要	
担当課	社会教育課・監理課 (入札等)	屋上防水改修 約 1, 270 m <sup>2</sup>	
受注者	株式会社 渋谷組	丹波焼収蔵庫内部改修一式	
契約方法	条件付一般競争入札		
請負金額	23, 843, 160 円(税込)		
工期	令和元年5月8日~令和元年8月20日		

# 4 監査の実施期間

令和2年1月28日から令和2年3月6日まで

# 5 監査の方法

対象工事に係る関係書類一式の提出を求めて、書類監査を実施するとともに、各所属 長に対し聴取を行い、併せて、現地確認を行った。

# 6 監査の項目

- (1)入札・契約事務について
- (2) 工事施工(工程管理及び品質管理)状況について
- (3) 提出書類の整備について

# 7 監査の結果

書類監査並びに現地確認において、特段の指摘事項はなかった。ただし、少しの注意を持って点検や確認を行えば正せる誤り等については、所属長に対して口頭により指導を行った。

以上

## 綾部市監査公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき、令和元年度に 実施した行政監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年6月1日

綾部市監査委員 諏 訪 吉 昭 綾部市監査委員 安 藤 和 明

# 1 監査の種別

行政監查(地方自治法第199条第2項)

#### 2 監査の目的

令和元年度綾部市監査計画に基づいて、綾部市の事務の執行及び管理が、予算及び議 決並びに法令等に従い、適正で合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として 実施するもの。

#### 3 監査の対象

上林地域振興支援センターの管理運営について(所管課:定住・地域政策課)

#### 4 監査の実施期間

令和元年5月13日から令和元年6月12日まで

#### 5 監査の方法

当該施設の所管課に関係書類の提出を求めて、書類監査を実施するとともに、所管課長に対し聴取を行った。

#### 6 監査の着眼点

- (1) 市民の福祉の増進、市民負担の軽減及び市民サービスの向上に努めているか。
- (2) 事務事業の執行及び管理は、法令等に従って適正に執行されているか。
- (3) 事務処理にあっては、能率的かつ効率的に行われ、改善すべき点はないか。
- (4) 施設の管理運営は、施設の設置目的に合致しているか。
- (5) 施設の管理運営は、市民の利便性を考慮したものとなっているか。
- (6) 管理運営に当たり、公共性、経済性は考慮されているか。
- (7) 社会情勢や行政需要の変化への対応は、有効になされているか。
- (8) 施設は十分利用されているか、対象者等が減少傾向にないか。

#### 7 施設の概要

#### 監査公表

上林地域振興支援センター(以下「センター」という。)は、地域住民の安全、安心の 確保及び地域振興を図ることを目的として、平成17年4月に開設された。

センターの業務は、地域におけるまちづくり支援に関すること、市民の相談、地域の 行政サービスに関すること、戸籍の謄・抄本、住民票の写し等の交付に関すること、文書 等の取次ぎに関すること等である。センターには、定住・地域政策課の水源の里・地域振 興担当職員2名、嘱託職員2名、合計4名が配置されている。

#### 8 監査の結果

事務の執行並びに施設の管理運営について、特段の指摘事項はなかった。ただし、少しの注意を持って点検や確認を行えば正せる誤り等については、所管課長に対して口頭により指導を行った。

以上

## 綾部市監査公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき、令和元年度に 実施した財政援助団体等に対する監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次の とおり公表する。

令和2年6月1日

綾部市監査委員 諏 訪 吉 昭 綾部市監査委員 安 藤 和 明

#### 1 監査の種別

財政援助団体等監査(地方自治法第199条第7項)

#### 2 監査の目的

令和元年度綾部市監査計画に基づいて、綾部市が財政的な援助等を行っている団体に対し、公金がその目的を達成するために、適正で合理的かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施するもの。

#### 3 監査の対象

対象団体	財政援助等の種別	所管課
株式会社 水夢	出資団体 (市が資本金の4分の1以上を出資)	保健推進課

#### 4 監査の実施期間

令和2年1月28日から令和2年3月6日まで

#### 5 監査の方法

決算諸表及び関係諸帳簿等の関係書類の提出を求めて、書類監査を実施するとともに、 対象団体の役員、所管課の課長に対し聴取を行った。

# 6 監査の着眼点

#### (1) 出資団体

- ア 設立目的(出資目的)に沿った事業運営が行われているか。
- イ 定款、経理規程等諸規程は整備されているか。
- ウ 決算諸表等は法令等に準拠して作成され、適正に表示されているか。
- エ 経営成績及び財政状態は良好か。また、収益率、財務比率は良好か。
- オ 出納関係帳票等の整備、記帳は適正か。また、証拠書類の保存は適切か。
- カー会計経理及び財産管理は適切か。また、活用されていない財産等はないか。

キ 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。

# (2) 所管部課

- ア 出資目的及び出資金額等は妥当か。
- イ 株式又は出資による権利は財産台帳に登録され、適正に表示されているか。
- ウ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。
- エ 出資団体の経営成績及び財政状態を把握し、適切に指導監督を行っているか。
- オ 増・減資等はあるか。配当がある場合には、配当金は確実に収入されているか。

#### 7 団体の概要

株式会社水夢は、市民の健康づくりや体力増強への貢献、幼児から青少年の健全な心身の発達及び発育、スポーツの楽しさを提供すること等を目的に、平成15年3月3日に第三セクター方式で設立された。設立資本金は1億円、うち綾部市が5千万円(50%)を出資している。

同年11月1日に「あやべ健康プラザ」をオープンし、温水プール・スタジオ・マシンジムの経営を行うほか、綾部市から委託を受け、運動指導者派遣等の事業も行っており「健康長寿のまちづくり」の中心施設として、公共貢献に寄与されている。

#### 8 監査の結果

出資目的に沿って、適正に経営が行われていることを認めた。

以上

# 選挙管理委員会告示

# 綾部市選挙管理委員会告示第6号

綾部市条例の制定又は改廃の請求及び綾部市の事務の執行に関する監査の請求並びに合併協議会設置の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和2年6月1日

綾部市選挙管理委員会 委員長 高 野 俊 道

565人

# 選挙管理委員会告示

綾部市選挙管理委員会告示第7号

綾部市議会の解散の請求並びに綾部市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員、監査委員 及び教育委員会の委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1 の数は、次のとおりである。

令和2年6月1日

綾部市選挙管理委員会 委員長 高 野 俊 道

9,403人

# 選挙管理委員会告示

# 綾部市選挙管理委員会告示第8号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和2年6月1日

綾部市選挙管理委員会 委員長 高 野 俊 道

4,702人